

第2回

放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取 議事録

1. 日 時 令和2年7月7日（火） 16：00～19：37

2. 場 所 原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

原子力規制庁

宮本 久	放射線規制部門	安全規制管理官（放射線規制担当）
鶴園 孝夫	放射線規制部門	安全管理調査官（放射線安全担当）
宮脇 豊	放射線規制部門	安全管理調査官（放射線安全担当）
笠原 無限	放射線規制部門	放射線規制専門職
土居 亮介	放射線規制部門	放射線安全審査官
立部 洋介	放射線規制部門	放射線検査官

被規制者の関係団体（順不同）

松井 真	公益社団法人日本アイソトープ協会
加藤 真介	公益社団法人日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会
萩原 雅之	大学等放射線施設協議会
桧垣 正吾	一般社団法人日本放射線安全管理学会
谷 正司	公益社団法人日本放射線技術学会
釜田 敏光	一般社団法人日本非破壊検査工業会
中村 壮一	日本放射性医薬品協会
菅 泰浩	放射線照射工業連絡協議会
齋藤 圭	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
上野 利之	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

4. 議 題

- (1) 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイドに関する意見聴取について
- (2) 許可届出使用者等に対する立入検査ガイドに関する意見聴取について

5. 配付資料

議事日程

出席者一覧

- 資料 1 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド【公開の意見聴取（第2回）用資料】
- 資料 2 許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第2回）用資料】
- 資料 3 - 1 第2回意見聴取資料（公益社団法人日本アイソトープ協会 資料）
- 資料 3 - 2 安全取扱部会からの意見（公益社団法人日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会 資料）
- 資料 3 - 3 第2回「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド等の整備に関する被規制者からの意見聴取」に対する意見（大学等放射線施設協議会 資料）
- 資料 3 - 4 第2回資料へのコメント（一般社団法人日本放射線安全管理学会 資料）
- 資料 3 - 5 公開の意見聴取（第2回）意見まとめ（一般社団法人日本非破壊検査工業会 資料）
- 資料 3 - 6 公開の意見聴取（第2回）用資料案に対する意見（日本放射性医薬品協会 資料）
- 資料 3 - 7 第2回放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取について（放射線照射工業連絡協議会 資料）
- 資料 3 - 8 第2回意見聴取資料（公益社団法人日本放射線技術学会 資料）
- 資料 3 - 9 第1回意見聴取資料（公益社団法人日本放射線技術学会 資料）
- 資料 3 - 10 意見書（四病院団体協議会 資料）

議事

○鶴園安全管理調査官 16時になりましたので、第2回の放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取、第2回をたゞいまより開催したいかと思ひます。

少し我々手前どものほうの出席者、1名、2名ほどちよつと遅れて加わるような予定になっていますので、取りあえずは、まず、本日参加いただひている方のちよつと御紹介と、あとは、この会議の進め方のところを簡単に御説明させていただくところからまずは始めたいと思ひます。

まず、出席者の方々の、画面通しという形にはなりますが、御紹介ということで、まず、被規制者側の関係団体のほうでございますが、日本アイソトープ協会の本体のほうから松井さん、御出席いただひています。よろしくお願ひ申します。

○松井氏 よろしくお願ひ申します。

○鶴園安全管理調査官 そして、同じく日本アイソトープ協会からではあります、放射線取扱部会のほうからいらしていらっしやいます加藤さん、よろしくお願ひ申します。

○加藤氏 加藤です。よろしくお願ひいたします。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、大学等放射線施設協議会の萩原さん、よろしくお願ひ申します。

○萩原氏 萩原と申します。よろしくお願ひ申します。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、放射線安全管理学会の桧垣さん、よろしくお願ひ申します。

○桧垣氏 桧垣と申します、よろしくお願ひいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしくどうぞ。

続きまして、日本放射線技術学会の谷さん、よろしくお願ひ申します。

○谷氏 谷です。よろしくお願ひ申します。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、日本非破壊検査工業会の釜田さん、よろしくお願ひ申します。

○釜田氏 釜田です。よろしくお願ひ申します。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、日本放射性医薬品協会の中村さんですね。よろしくお願ひ申します。

○中村氏 中村です。よろしくお願ひ申します。

○鶴園安全管理調査官 よろしくどうぞ。

続きまして、放射線照射工業連絡協議会の菅さんでございます。

○菅氏 菅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしく申し上げます。

あと、続きまして、日本原子力研究開発機構（JAEA）の齋藤さんです。よろしくお願いいたします。

○齋藤氏 齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 最後に、量子科学技術研究開発機構（QST）の上野さんです。よろしくお願いいたします。ちょっと、音声大丈夫ですか。音声、聞こえていますか、上野さん。ちょっと聞こえていないみたい。

○立部放射線検査官 規制庁、立部でございます。

量研機構、上野様、マイクが今入っていない状態なんで、ちょっとまたご発言お願いできますでしょうか。

ちょっとなかなか、声が聞こえない状態なんですけど、ちょっとまたデバイス等また再認識していただけたらと思います。

○上野氏 上野でございます。よろしいでしょうか。

○立部放射線検査官 もう一度御発言をお願いできますでしょうか。

○上野氏 上野でございます。よろしいでしょうか。

○立部放射線検査官 音声聞こえました。ありがとうございます。

○鶴園安全管理調査官 上野さん、少し声を大きめに出示していただければ、やや感度が悪いかなどという感じがあるので、少し声を大きめに、ないしは、マイクに近寄って話をしていただければ大丈夫かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、我々、原子力規制庁の側のほうの紹介をさせていただきます。

まず、放射線規制部門の安全規制管理官の宮本でございます。

さらに向こう側になりますが、安全管理調査官の宮脇でございます。

前列、こちら側、私ですが、私が同じく調査官の鶴園でございます。よろしくお願いいたします。

そして、後列でございますが、こちらからですが、こちらが専門職の笠原でございます。

そして、真ん中が放射線検査官の立部でございます。

最後に、一番向こうの端になりますが、放射線安全審査官の土居でございます。

紹介のほうは以上になりますので、あとは、ウェブ会議の簡単なこの会議を進めるに当

たつての注意事項、留意事項といったようなところをちょっと簡単に御説明をさせていただきます。

今回、ウェブ会議システムでの意見聴取になりますので、発話のときにのみマイクのほうをオンにさせていただいてというようなところをちょっと気を遣っていただければと思います。発言を希望される場合には、手を振っていただくなり何なりというような形で表示をしていただければ、我々のほうで指名させていただいてというような形で進めていくような格好になろうかと思えます。

発言の際には、あと、既にインターネットのほうにアップしております資料がございますが、資料番号などにより、どの資料番号についてのどこの事項について発話なさるんだということを明らかにしながら、これ、速記との関係というところもあります、明らかにしながら発話していただければと思います。

続きまして、本会の進行につきましてということになります、限られた時間の中で約2時間ぐらいを予定しているところでございますが、活発な意見交換を行うために、多くの団体から既に事前に書面による意見を頂戴しているところではございます。ですので、これを踏まえまして、今回の会議の進め方としましては、我々事務局のほうからガイド案は極めて簡単にだけ、既に読んできていただいているということが大前提になりますので、簡単にのみ紹介をさせていただいた後、団体ごとに付しました資料番号の順、3-1から3-10まで振らせていただいておりますが、資料番号順で書面で提出された意見のうち、本日回答可能な主なものについて我々のほうから、いわば概ね一問一答になるような形でのみ、本日可能な限りでということにはなりますが、回答可能な主なものについて一つ一つ回答させていただくような形を基本的に取りたいと考えています。

もちろん、書面で頂戴した意見以外にも追加的に口頭によってされたいという分には、口頭で述べるということも各団体においてすることが可能でございます。これに対しても、当庁のほうから可能な範囲で回答を差し上げるというようなところになります。

そのほか、本日、書面による意見の提出というのはしておられない団体、具体的にJAEAさんでございますとか、あとQSTさんといったところもあるかと思えますが、なるべくこの2団体に対しても、事務局のほうから口頭による意見の陳述の有無といったところをちょっとお聞きはするよう形にしますので、その際に意見などがあれば出していただいて口頭で意見を述べていただいて、可能な範囲で我々どものほうも回答を差し上げると、そんな形にしたいかと思えます。

このようなプロセスを、今回、審査ガイドと、あと、検査ガイドと、二つの資料がございますので、まずは審査ガイドのほうについて各団体ごとにだあっとやりまして、それを一通りやった後、次、検査ガイド。審査ガイドをやった後、検査ガイドという、そういう形のやり方を取りたいと思います。

あと、放射線技術学会におかれましては、第1回意見聴取にかかる御意見というのも再度お出しになっていただいたりとかしているところではありますが、時間の制約上というところがちょっとありますので、今回、口頭による質疑の対象とさせていただきたいのは新たに第2回のところに出してきていただいている資料に関するものに絞らせていただきたいというふうに思います。

あと、意見の取扱いですが、書面で出てきたものも、本日、口頭で述べられた意見も、意見の扱いとしては同じような形で扱わせていただきまして、こういった意見聴取の中で口頭ないし書面で出された意見、その他の意見も含めて、これは本日この場で回答できなかった、ないしは回答しなかった意見については、最終案を取りまとめたものを原子力規制委員会に諮る時点までには、その取り込みをするか否か、可否等について検討した上で当方のほうからどういうふうにするかといったところをお答えさせていただくような形になるというところでございます。

以上、大体進め方としてはそういう形でやってまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

では、本題のほうに入ってまいりたいかと思いますが、冒頭、少し我が方の管理官のほうからちょっと一言、今回、第2回目ということになるんですが、一言簡単に御挨拶だけ述べさせていただきたいと思います。

○宮本安全規制管理官 安全規制管理官の宮本です。

本日もお忙しい中、本当にありがとうございます。

もう詳しく趣旨は第1回目のときにお話ししてございますので、詳しくは申し上げませんけれども、順次、これまでいろいろ通知、通達その他ございましたもの、それから、いろいろ時を経てきて古くなっているもの、これらを整理したガイドを整備していくということで、これらがより実態的、使いやすいようなものになるようにということで、最後にはパブリックコメントという形で改めて意見を聞くということになりますけれども、途中段階でも関係者の御意見を頂いて、なるべくいい案ができるようにということでやっておりますので、また本日も引き続き、いろいろ御意見を頂けるようによろしく願いした

と思います。

以上です。

○鶴園安全管理調査官 では、続きまして、早速、議題の本題のほうに入っていきたいかと思いますが、まずは、審査ガイドのほうについて、各団体のほうから御意見を頂戴していますので、これについて各団体順にいわゆる一問一答的な形でお答えしていくような形で回答していきますが、まずは、審査ガイドのところ、簡単にだけちょっと説明を頂いて。

○立部放射線検査官 原子力規制庁、立部でございます。

それでは、資料1に基づきまして、審査ガイド案の御説明をさせていただきますが、既に本資料については事前にお配りしておりまして、御質問を頂いております状況ですので、時間の都合上、詳細に説明することは省略させていただきまして、5月末に開催された第7回原子力規制委員会の場でコメントがあつて、内容に変更があつた箇所のみを御説明させていただきます。

資料1の第3章、貯蔵施設の遮蔽の4ページでございます。3.の「工場又は事業所内の人が居住する区域に係る線量限度」の項目で、中ほどに「編注」とさせていただいておりますが、「事業所内に居住する一般公衆」について、どのような者を対象としているか分かりにくいとコメントがありましたので、対象者が分かりやすい説明となるように記載ぶりを検討する予定でございます。

次に、同じく3.の一番最後に、またこれも「編注」として、「工場又は事業所内にある病院又は診療所の病室等における線量限度」であります「3月間につき1.3ミリシーベルト」について、定めた趣旨を記載したほうがよいのではとコメントがありましたので、こちらも分かりやすい説明となるように記載ぶりを検討する予定でございます。

続いて、7ページになります。7ページの5.(1)線量の評価に関する項目で、「診療を受けるための被ばくを除外」との記載がございますが、RI法は幅広い施設が対象となっております。医療施設以外では何を言っているのか分からないのではないかというコメントがあつたため、ここでの対象を除外している被ばくというものが分かりやすくなるような説明になるように記載ぶりを検討する予定でございます。

続いて、その下の5.(2)です。放射線源から放出される放射線の評価として①から次のページの⑤まで、①～⑤まで各種の放射線について記載しておりますが、少しここが書き過ぎではないかというコメントがありまして、こちら、全ての放射線に対して網羅的になるように取りまとめた記載ぶりを検討する予定でございます。

最後になりますが、同じく8ページの(3)の②として、人が常時立ち入る場所に係る線量の複合評価としまして、四角に囲われている一番下でございますが、複合評価の対象となる他の放射線施設がどこまでを対象としているか分かりにくいとコメントがありましたので、ここで対象となる放射線施設について分かりやすい説明となるように記載ぶりを検討する予定でございます。

以上の5点につきましては、第3章の貯蔵施設の遮蔽に関する項目ではありますが、第4章の廃棄施設の遮蔽の中でも同様の記載があるため、同じように記載ぶりを検討する予定でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 では、続きまして、従前に頂いてありますところの意見に対する回答というような形で資料3-1から順番というような形で回答をしてみたいと思います。

では、宮脇さん、よろしくお願いします。

○土居放射線安全審査官 すみません。アイソトープ協会の松井様、今ちょっと画面のほう映っていないんですけれども、声のほうは聞こえていますでしょうか。

○松井氏 聞こえております。

○土居放射線安全審査官 それでは、ちょっと画像のほう映っていないんですけれども、そのまま説明させていただきます。

○松井氏 了解しました。

○宮脇安全管理調査官 それでは、原子力規制庁の宮脇です。

お手元の資料の3-1、こちらは、RI協会から事前に頂いた御意見でございます。順番に御意見に対する回答といたしまししょうか、私どもの考え方をお示しさせていただきたいと思っております。

早速ですが、まず、1番でございますが、ガイドにおける略語は統一的に使用、また、一覧を掲げるべきという御意見です。

こちらは、ガイドにおいて使用する用語の定義、略称等につきましては、分かりやすく示すようにするとともに、不統一にならないように注意して作成するようにいたします。以上が回答になります。

続いて、2番でございますが、ガイドについて規制要求なのか、最適化すべき項目なのか、表現は明確にすべきという御意見です。

こちらについても御意見を踏まえつつ、本ガイド案を作成していくこととしたいと考え

てございます。

続きまして、3番でございますが、RI法では一般公衆の線量限度が年1mSvとは規定していないのに誤解を与えるような記載ぶりとなっているという御意見でございます。

御意見の部分は、こちら、今、御案内がございましたが、原子力規制委員会における審議においても指摘を受けた部分でございますが、より分かりやすく適切な表現に修正したいと考えてございます。3番は以上でございます。

次、4番でございますが、「放出率及びエネルギーを適切に考慮し」という記載がございますが、そこにつきましては、その詳細を記載すべきという御意見です。

「適切に考慮」ということにつきましては、その核種の物理的な性質に照らして放出される放射線のうち、放出率の大きいものやエネルギーの大きいものなど、評価に影響を与えると考えられる放射線を評価対象に欠落なく含めるという趣旨でお示したものです。なお、御意見の部分は、これも繰返しになりますが、原子力規制委員会の審議におきましても指摘を受けた部分でございますので、ここで示す内容及びその構成につきましては、今後また再検討の上、お示ししたいと、そのように考えてございます。

次は、5番でございます。5番は、常時立入場所に係る複合評価につきまして、事業所をまたぐ評価を行うべきことが示されているようでおかしいのではないかという御意見でございます。

御意見の部分は、こちら、原子力規制委員会において指摘を受けた部分でございますけれども、本ガイド案において放射線施設というものの定義、こちらの定義は、実は法令には定義はございますけれども、このガイド案の中で放射線施設の定義を示していなかったために混乱が生じてしまいました。なお、ここで示そうとしたことは、事業所をまたぐ放射線業務従事者の線量管理のことについて述べようとしたものではなくて、いわゆる数量告示が定めるところの常時立入場所に係る複合評価について述べようとしたものでございますけれども、その趣旨が分かりやすくなるように、こちらのほうにつきましてもまた修正をした上でお示ししたいと、そのように考えてございます。

次、6番でございます。実効線量が1mSvを超えていないことを合理的に説明できるのであれば、線量及び濃度限度との比較は必ずしも必要ないのではないかという御意見です。

線量及び濃度限度の比の確認をすることの意義は、御意見のとおり、実効線量が1mSvを超えないということを確認するためのものではございますけれども、法令上、数量告示の要求につきましては、こちら、御案内かと思いますが、「線量限度又は濃度限度に対する

割合の和が1を超えていないこと」というのが法令上の要求でありますので、その適合状況を確認する方法としては、やはりそれらの限度の比を比較することが最適なのではないかと、そのように考えております。したがって、こちらの部分につきましては原案のとおりとさせていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、7番でございますけれども、7番は事業所境界に係る評価について、排気と排水を合算して評価すべきと読み取れるのですけれども、こういうケースはないのではないかと、あるいは、逆に起こり得るといふふうに考えているのかという御意見でございます。

御意見のようなケースにつきましては、私どもといたしましては、絶対はないとは言いません、言い切れるものではございませんけれども、ほとんどないと考えているようなケースだということでございます。

ただし、この部分は、数量告示が定めるところの事業所境界に係る複合評価について述べようとしたものでございまして、数量告示におきましても、「おそれがあるもの」ということといった具合に、様々なケースを列記して必要な場合は評価を実施すべき旨を示しているところでございます。数量告示の趣旨や規定の内容に誤解を招かないように留意しつつ、これは、実はなかなか事務局的には難しいところではございますけれども、意味を取り違えないように留意しつつも、実務上、極めて少ないと考えられるケースも含まれているのだよということをうまく表現することができるかどうかは、ちょっとこのところ、言うなれば、規則をそのまま示しているだけというのが答弁にはなるのですけれども、それだと分かりにくいということなので、もう少し分かりやすい表現が取れるかどうかについては検討したいと、そのように考えてございます。

次、8番目でございますが、「排気が大気中に正常に拡散されるもの」というのはどういうことをどのように確認するのか、また、その正常というものの定義が不明確なのではないかという御意見です。

こちらは、申請書の様式におきましては、これは御案内かと思いますが、排気口につきまして、「排気口の高さ」ですとか、「隣接する建物との関係」を記載することを求めているところでございまして、この記載した事項に対する我々の審査における確認の視点ということをこちらではお示したつもりのものでございます。

そして、「排気口から放出された排気が大気中に正常に拡散されるもの」という表現は、排気口の設置状況について異常のないことの一例として例をお示したものでございます。

したがいまして、こうした例示は原案のとおり、残しておいてはどうかと我々的には考えるところでございますが、例えば今日の意見聴取などを踏まえて、さらにこうした例示は不適當であるとか、必要ないのではないのかという御意見がございましたらば、この辺のところの示し方につきましては検討させていただきたいと、そのように考えてございます。

それから、次の9番目でございますが、排液処理装置については台数とすべきという御意見でございます。

こちらにつきましては、個数というのは、御指摘のとおり誤記でございますので、台数という形の表現に修正をしたいと考えてございます。

続きまして、10番でございますが、排水浄化槽の構造は六面点検が可能なものであるべきということを示してはどうかということ、また、水密性、耐食性というのは法令要求に対応しないのではないかと、法令以上の要求をするものは示すべきではないという御意見でございます。

まず前者でございますが、御意見のとおり、排水浄化槽の構造を六面点検が可能なもの、そういうようなものにするということについては、一般的に望ましいことと私どもは考えてございますが、このことにつきましては、法令上の要求との関連性が必ずしも明確でないことから、本ガイド案における記載は見送りさせていただきました。

ただ、法令等で示していないから、このことはどうでもよいということではなく、こうした自主的ないわゆる気づきでありますとか配慮、前向きな取組につきましては、ぜひとも継続していただきたいと、余談ではございますけれども、私ども、そのように考えてございます。

一方、後者の水密性、耐食性ということにつきましては、こちらは申請書様式の「構造及び材料」という欄がございまして、そちらに記載を求めているものでございます。これは、ちょっと細かいんですが、さらに欄外に様式の注32というのがございまして、そこに水密性、耐食性というものを書いてくださいという注記が付してあるということでございます。

このことに加えまして、規則14条の11第1項第5号のロにつきましては、これは、「排水設備は排液が漏れにくい構造とし、排液が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること」という規定がございまして、まさにこれに定める技術上の基準への適合性を確認するということで、我々、申請書を見てどういう見方をするのかという確認の視点という

ものをこちらのほうでは示したものでございます。

したがいまして、後者につきましては、本ガイド案において法令が要求する基準を超えるものを求める、あるいは示すというものではないということについては御理解を頂きたいと、そのように思っております。以上が10番でございます。

次、11番でございます。11番は、ガイド案の「別記2」において、混入率の記載がないのではないかと御意見です。

こちらは、御意見のとおり、別記2におきまして、混入率に関する記載が欠落してございましたので、追記するような形で修正をしたいと考えてございます。

続きまして、12番でございます。12番は、法令改正で非密封の放射性同位元素につきまして、放散性というものと、非放散性という概念が取り入れられたけれども、この考え方に基づいた飛散率の考え方も示したほうがよいのではないかと、そういう御意見と承りました。

この御意見の法令改正といいますのは、ちょっと長くなりますけれども、「放射性同位元素等に関する法律施行規則第21条1項14号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示」というものが平成30年に原子力規制委員会の告示として定めたものがございすけれども、そこにおきまして、密封されていない放射性同位元素のうち、固体状の放射性同位元素であって、粉末でなく、かつ、揮発性、可燃性、又は水溶性のいずれも有しないものは密封された放射性同位元素と同じ取扱いとする旨が示されている、これは、当該告示の第1条第1項のところでございますが、このことを指すものと私ども、この御意見で言われているのだなというふうに理解いたしました。

密封されていない放射性同位元素の実際の使用状態を考える場合、何も溶かさず、溶液状にもせず固体状であって粉末状でもない、まさに塊のまま使うというような、なかなかちょっと非密封の放射性同位元素を取り扱う状況としてかなり限定的な使用状況なのかなというふうに考えられますところ、御意見の旨の追記の要否につきましては、今後、私どものほうで検討させていただきまして対応させていただくということで、本日の時点では回答させていただきたいと、そのように考えてございます。

早口でございますが、取りあえず、以上、資料3-1に対する回答は以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 取りあえず、こういう形で資料3-1については、RI協会さんの本体のほうの資料についての取りあえずの回答というような形で当方どもの回答をさせていただいたところでございますが、RI協会の松井さんのほうとして、さらに何か先ほどの回

答等々を踏まえまして、何か聞いておきたいこととか、何かありますでしょうか。

○松井氏 御回答ありがとうございました。

幾つか質問がございます。まず、資料3-1の7番ですね。この外ばくと内ばくの合算、非常に特殊なケースということですので、誤解を招かないように表現していただければと思います。

あと、8番ですね。この「正常に」というのは、非常にちょっと分かりにくいのかなという気がしまして、様式と合わせたような表現がもうちょっと工夫できないのかなという、様式のその部分を指しているということが分かれば、特に違和感はないのかなという気がしております。

あと、10番ですね。水密性、耐食性、ここを、これもあまり耳慣れない言葉ですので、規則と同じような表現が使えるとよろしいのかなというふうな感想を持っております。

あと、12番、こちら、少しお願い事項になりますけれども、法改正によって放散性、非放散性というものが出てまいりましたので、飛散に対してその辺の考え方も踏まえて整理、解説を何かしら頂けると、我々もちょっと混乱しないのかなと思っております。

以上です。

○鶴園安全管理調査官 松井さん、ありがとうございました。

これに対して、審査ガイドの何か回答すべき内容等々ございますれば。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

繰返しになりますが、7番、8番、10番につきましては、今、改めて御意見を頂きましたので、それを踏まえて検討していきたいというふうに思っております。

最後の12番につきまして、こちららも今後検討させてくださいという回答をさせていただきましたので、それを検討の中でこの旨をこのガイドにどう示したらいいのかなということを検討した上で調整させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○鶴園安全管理調査官 では、続きまして、ちょっと時間の制約もありますので。

○宮本安全規制管理官 原子力規制庁の宮本です。

今頂いた御意見のところは、大体内容のところは、大体考えているところは同じかなというところで、まず、一番にいただきたいのは、今後もそうなんですけれども、内容についての考え方がちょっと違うんじゃないかというところがあれば、そこは少し議論をさせていただければと思います。

今、頂いたところは、さらに使いやすくなるように、分かりやすくなるように、これはもうある程度限度のない工夫の段階に入ってくるわけですが、そのところはなるべく我々のほうでも努力をいたしますし、こんなふうにしたらいんじゃないかというようなことについては、今ですと1番の御意見を頂いたアイソトープ協会のところからですが、それ以外の方からも自由に意見を頂いて、今ここで言ったからといって、それにすぐなるとか、何かを代表してとか、責任を持って言うとか、そういうことではありませんので、今後の我々の参考になるような意見でも頂ければありがたいと思います。

以上です。

○鶴園安全管理調査官 続きます、資料3-2のほうでRI協会の安全取扱部会から頂いている資料に対する回答というところでさせていただきます。

○宮脇安全管理調査官 それでは、規制庁、宮脇でございます。

資料3-2の1番でございます。こちらは、線量限度に関する説明ぶりについての御意見ということでございまして、こちらは、先ほどの資料3-1の3番と同じ意見というふうに私ども、理解してございます。回答はそちらと同様でございます。

続いて2番でございますが、常時立入場所に係る複合評価について、週40時間、すなわち、1週間1カ所の場所にとどまるという評価をしているわけなので、他所の評価を複合しろというようなガイダンスは矛盾するのではないのかという御意見でございます。

これにつきましては、工場又は事業所内に複数の放射線施設を有する場合は、ある評価点において、他の放射線施設に存在する線源からの影響というものも考慮すべきときは複合して評価すべきということを示したつもりでございしますが、こちらも繰返しになりますが、御意見の部分につきましては、原子力規制委員会における審議におきましても分かりにくい、もっと分かりやすくという御指摘を受けた部分でございますので、頂いた御意見も踏まえまして、より分かりやすく適切な表現に修正したいと、そのように考えてございます。

続きます、3番でございますが、事業所境界に関する複合評価についての御意見でございますが、こちら先ほどの資料3-1の7番と同じ意見というふうに私ども理解いたしましたので、こちらの回答もそちらと同じということにさせていただきます。

それから、4番でございますが、排気設備について、運転中の放射線発生装置に関することが抜け落ちているのではないのかという御意見でございますが、すみません、こちらのほう、御意見の内容が私ども、必ずしも明らかでないといえますか、ちょっと理解でき

なかったのですが、御意見の部分につきましては、規制における要求事項として放射線発生装置の使用をする場合において、排気設備を設けなければならないときはどういふときなのかというようなことを説明しているところでございまして、これは規則の内容でございすけれども、そこを説明している部分でございすので、したがいまして、こちらのほうは原案のとおりにさせていただけたらなというふうに考えてございす。

それから、5番でございすけれども、排風機について「負荷への接続状況」というのが示されているのだけれども、これは何を求めるものなのかと、法令要求にないことを求めているのではないかという御意見でございす。

こちらは、ガイドで新たな要求を求めるものではございせんして、こちらは、規則の第2条第2項第7号におきまして、排気設備が14条の11第1項第4号イ～ハまでに規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面、排気設備の位置及び排気の系統を示す図面というものの添付を、いわゆる申請書において今申し上げたようなものを求めておりまして、この申請書の図面を私ども、見るといいまいしょうか、審査において確認する視点としているのだということ、そういったようなことを示したものでございまして、したがいまして、こちらも原案どおりの表現と、取れたらなというふうに考えてございす。

それから、第6番目でございすけれども、「排気が大気中に正常に拡散させるものであるということ」の記述に関する御意見、こちら先ほどの資料3-1の8番と同じ御意見というふうに整理させていただきましたので、そちらと同じ回答とさせていただきたいと思ひます。

それから、7番、排気設備につきまして、「排気されるものの温度、圧力に耐え」以下、ございすけれども、とあるけれども、これは何を求めるものかと。法令要求にないことを求めているのではないのかという御意見です。

こちらにつきましても規則の14条の11第1項第4号二におきましては、「排気設備は排気口以外から気体が漏れにくい構造とし、かつ、腐食しにくい材料を用いること」、これ、御案内かもしれませんが、そういう規定がございす。そして、排気管の腐食につきましては、内表面及び外表面、両者の腐食ということが想定されるわけなのですが、申請書の様式においては排気管については材料及び塗装ということの記載を求めていることから、申請書のこちらの欄に記載していただいたことについて、我々、どういうポイントで確認をするのかということを示すために、こちらのほうを示したというものでございす。

したがいまして、繰返しになりますが、本ガイドにおいて、法令が要求する基準を超えるものを何かここで示そうというものではないということについては御理解を頂けたらというふうに思います。

それから、続きまして8番でございますけれども、インターロックは本ガイド案の第2章第7節にまとめて示してはどうかという御意見でございます。

こちらの意見に対してでございますが、本ガイド案の2章7節で示す予定であるインターロックというものにつきましては、「規則の14条の7第1項6号」に規定するものでございまして、一方、こちらのほうにつきましては、御意見の部分につきましては「規則の14条の11第1項4号ロ」、ちょっと条文だけ言ってもぱっと頭に来ないかもしれませんが、そちらに掲げるインターロックを示している、法令上の根拠が違うところのインターロックだということを申し上げたいということです。

したがいまして、前者は、法令要求のインターロックとなりますが、後者は、任意のインターロックであること、また、両者は同じインターロックという言い方をしておりますが、機能が異なることから、それぞれ別の場所に記載したほうが適切と考えてございまして、したがいまして、こちらのほうは原案のとおりとさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、9番目でございますが、やはりこちらにもインターロックに関するものでございまして、本ガイド案に示すインターロックは法令要求のものでなく、削除すべきではないかという御意見でございます。

こちらにも繰返しになりますが、御意見の部分のインターロックというものは、「規則14条の11の第1項第4号ロ」に掲げるインターロックというものを示してございまして、これは、今申し上げましたとおり、その設置はあくまでも任意のものでございますけれども、申請書において許可使用者、申請者の方が当該インターロックを設けますよと、作りますよという場合において、作るという申請が出てきたときに、我々、どういうふうに見るのかなと、そのインターロックというのをどういう作りになっているのかという確認の視点を示したものでございます。

したがいまして、本ガイド案において法令が要求する基準のものを何かここで新しく示そうというものではございません。そういうことで、こちらのほうも原案のとおりとさせていただけたらというふうに考えてございます。

それから、続きまして10番でございます。排水浄化槽につきましては、その耐震性に対

する規制を強化すべきという御意見です。

こちらのほうにつきましては、ガイド案に対しての御意見というより、現行の規制についてのものというふうに私ども承りましたので、こちらのほうにつきましては、御意見としてお受けさせていただきたいというふうに思います。

第11番目でございますが、本ガイドにおいて、動物に放射性同位元素を投与したときの飛散率の記載がないのではないかと、またその飛散率としては1（全量）ではなく、フード内の場合には0.01、それ以外のときは0.1と示すべきではないかという御意見でございます。

動物実験には様々な取扱いが考えられますため、本ガイド案について、その飛散率について一般的な化学実験として取り扱える値は示していないというのが現状でございます。なお、飛散率につきましては、取り扱う放射性同位元素の種類ですとか数量、目的、方法等に照らして、申請者が科学的な根拠及び検討に基づき評価に用いるものとして妥当で合理的と考えられるものをお示しいただくべきものかなというふうに私ども考えてございます。

次が12番でございます。12番は、グローブボックスを用いた場合の飛散率を示すべきであり、その飛散率はゼロとすべきだと。また、フードについては逆流率を飛散率と切り分けて示してはどうかという御意見でございます。

こちら11番の回答と同様でございますが、繰返しになりますが、逆流率でございますかね、逆流率を含め、飛散率については、取り扱う放射性同位元素の種類、数量、目的、方法に照らして、申請者が科学的な根拠及び検討に基づき評価に用いるものとして妥当で合理的と考えられるものをお示しいただくべきものと私どもは考えているところでございます。

資料3-2に対する回答については以上でございます。よろしく申し上げます。

○鶴園安全管理調査官 資料3-2のほうの取りあえずの回答をしていたところでございますが、じゃあまずは、資料3-2のほうで頂きました安全取扱部会の加藤さんのほうから、先ほどの回答等を含めて、何かコメントとかありますでしょうか。

○加藤氏 いろいろありがとうございました。

まず、2ですかね、複数の事業所、2ですね。複数の事業所を持っている場合というのを想定されているということですが、その旨を記述していただくと、いろいろな事業所は、自分は該当しないんだというのを把握できるかと思っておりますので、そのような記述をしてい

ただけるといいんじゃないかと思えます。

それから、5と6なんですが、お話を伺うと、申請者の示した図面との齟齬がないかどうかというのが検査の内容なのかなというふうに理解したのですが、そういった中ではどうなのかなと、そういう書き方のほうがいいのではないかというふうに考えました。いかがでしょうか。

最後まで言っちゃいましょうか。

○鶴園安全管理調査官 はい、最後までお願いします。

○加藤氏 それから、7と9ですね。7と9は、こちらも申請書の内容と違いがないかどうかを見るというような観点なのかなというふうに理解したのですが、そのような書き方をすると自分のところの申請書と現場が合っているかどうかという、管理者はそういう意識で管理できるので管理しやすい、検査も受けやすいというふうに感じました。

そして、11、12ですね。飛散率等のところですが、申請者の判断ということなので、このあたりも、今、御説明されたような文面を入れていただくと、検査を受ける側は自分の判断が優先されるというか、自分の判断の下で決められるということで申請しやすいし、管理もしやすいというふうに考えます。

以上です。

○鶴園安全管理調査官 ありがとうございます。何か。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇でございます。

御意見ありがとうございました。御意見を踏まえて、これからもガイドを作成させていただきたいと思いますが、一点だけ、私ども、申請書類、異常のないことを確認するといえますと、多分、このガイド一行で終わってしまいますので、頂いた申請書の中の書いていただいた内容、あるいは、出していただいた図面のどういうところを見にいきますよということをあらかじめお示ししておくことが、いわゆる処分の予見可能性とっておりますけれども、そういったことをあらかじめ示しておけば、我々、頂いた申請書のどこをどういうふうに見るのだよということ、なるべく書き下したほうがよいのではないかということでこのガイドの作業を進めてございます。その辺のところの表現が両立できるように今後こちらのほうも完成度を高めていきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○加藤氏 すみません。これは口頭での追加はこの場ででしょうか、それとも、後ほどという。

○鶴園安全管理調査官 この場で追加があれば言っていただいても結構です。

○加藤氏 一点、ちょっと追加なんです、審査ガイドの11ページの管理区域に係る線量の1.(1)の②発生装置を設ける場合にあってはという、放射化物の管理の要否の部分なんです、こちらは、発生装置の申請時の放射化物も含めた遮蔽計算をなささいという意味合いなのでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

こちら(11ページ)で、まず示そうと思いますのは、「(1)核種及び数量」でございますので、まず、遮蔽計算をしろということ以前に、まず、(放射線源の設定として)発生装置を使う場合には放射化物が、ちょっと非常に雑駁な言い方になりますが、出るのか、出ないのかということをもまず検討して示してくださいと、申請書に示してくださいと、そういうことございまして。当然、大多数の発生装置については、大多数とは申し上げられないかもしれませんが、ほぼ半数以上のものは放射化物の発生がないものもございまして、そういったようなものについては、うちはないよということ。

ただ、これはいろいろな様々な放射線発生装置のケースを想定して書いてございまして、放射化物がある場合については、ちゃんとそれがノミネートされているのか、されていないのかといったようなことを示そうと思って、こちらのほうに示しているものでございます。

○加藤氏 発生装置、放射化物の発生が想定される場合に、なかなか核種の想定までは難しい場合もあるかと思いますが、そういったことは申請者の判断で計算すればよろしいのでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

後ほどちょっと同じような御質問を頂いておりますので、そちらでも併せて回答をさせていただきたいと思いますが、大ざっぱに言うと、そのとおりでございまして、申請者でどういう評価、もちろん当然、それ以前に「あり」、「なし」というものがあって、ある場合には、どういう形で表現するのだよということですね。そういうことは申請者でお考えいただいでお示しいただければよろしいということ。また後ほど、これと同じような回答が出てまいりますので、そこでお示しさせていただきたいと思っております。

以上です。

○加藤氏 ありがとうございます。

○鶴園安全管理調査官 資料3-2のところをざっと見てまいりましたが、あと、資料3-2を

提出いただきました安全取扱部会以外の方でも、3-2関係のところ、ここで何か述べておきたいとか、何かちょっと聞いておきたいというものがあれば、ここで受け付けることでもしたいかと思いますが、いかがでしょうか、どうでしょうか。よろしいですか。

○萩原氏 すみません、大学等です。

先ほど、ちょっと私の番は次なんですけど、放射化物の核種の同定というのは、ちょっと法令としてはどこにも記載がないと思うんですけれども、それはどういった意味でしょうか。

○宮脇安全管理調査官 すみません、もう一度お願いできますでしょうか。

○萩原氏 先ほど、追加質問でありました放射化物の管理に関してなんですけれども、放射化物を管理するかどうかというのは、当然、必要だと思うんですが、核種を同定して、その遮蔽計算までするというのはちょっと法令にはないと思っております。その点、いかがでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

ちょっとどういう書きぶりでも法令があるのかというのは、ちょっとなかなかすぐぱっとお答えしづらいんですけれども、放射化物が出るということであれば、それについてどういうものかということの評価をしていただく必要は、これは必ずあると我々は考えております。

ただ、それをどのようなくくり方ですね。皆さんは、多分、核種、数量を同定してというふうに御懸念のところだと思うんですけれども、逆に私どもから申し上げますと、放射化物というのは、じゃあどういう状態で生まれてくるものであって、おおよそこれぐらいのものかということのものはお示しいただかないと、何もじゃあそれでいいですねということなので、きちりここではこういうもののこういう核種が、放射能何ベクレルのものが出てくるんだということを示さないと許可しないと、そういうことを私ども申し上げるつもりではなくて、ここの施設では、こういう利用についておおよそこの程度のものが出ます。それは、瞬間的にはぐっと出てくるもの、あるいは、それが継続して1年間とか2年間使った結果、大体これぐらいのものがあります。それが、放射化物保管設備にどう保管するのか、あるいは、保管廃棄設備にどう廃棄するのかといったときに、そこは当然のことながら線源条件になりますので、こいつの線源条件としては大体この程度のものを充てますよということをお示しいただいて、それが先ほど来から御質問を頂いている遮蔽計算ですか、もし必要な場合には、それに充てていただくと。それで、それが例えば容器の

表面で何ぼでもないということであれば、そこで遮蔽計算は終わるわけですし、容器の表面でさらに何ぼあるということになりますと、その先のまた評価も併せてやっていただくと、そのようなことを我々、ちょっとイメージとしては持っているんですけども。

○萩原氏 ありがとうございます。加速器の放射化物、我々、大型加速器の管理をやっているんですけども、加速器の放射化物において、今、元からターゲットとかを想定されているものがあれば、大体想定はつくんですが、例えばビームラインとか、ビームロスとかで出てくる放射化物に関しては、なかなかそこまで核種の数量を同定して使用開始前にそこまで評価するというのは非常に難しいことでございます。

現状、どうやっているかという、線量管理で行っています。すなわち、放射化物保管設備や使用施設等で決められた線量限度を超えないことを担保しつつ、管理を行っているという状況であります。

先ほど、御説明を頂いた管理のやり方というのは、どちらかという、密封線源や非密封線源のやり方というふうに思っておりますけれども、どちらかという、放射線発生装置に関するものですので、線量管理でこういった放射化物の管理もできればと思っております。具体的に法令には書いてありませんので、こちらは運用なのかなと思っております。

○土居放射線安全審査官 原子力規制庁の土居です。

放射化物の評価ということなんですけれども、放射化物の評価自体が目的ではなくて、この施設基準でいうと、線量限度を超えていないことを確認するというのが目的でして、そのために我々は放射線の発生源、使用する核種だったり、あと、非密封であっても廃棄物なんかとも評価の対象として加えていただいているかと思うんですけども、放射化物というのも放射線発生源になり得るのであれば、その評価をしなきゃいけないということ、その中でどこまでやるかということと、放射化物を同定する以外にも、そのような評価の仕方ですね、適切な評価の仕方があれば、そういうような評価の仕方でも申請していただければというのが趣旨ではないかと考えております。

○萩原氏 ありがとうございます。しかし、やっぱり大型加速器というのは、買ってきて据付けるようなものでなくて、世界で一つしかないようなものを作っているような作業です。こういったものを作る際に、あらかじめ放射化物を、J-PARCの水銀ターゲットのようなものがあれば、それは当然やらなくちゃいけないことなんですけれども、加速器周りの非常に低レベルな放射化物から高レベルのもの、非常にたくさんあるわけです。それに対して事前に評価しなさいというのは非常に困難なことでございますので、ぜひ御検討を頂けれ

ばと思います。

○宮本安全規制管理官 原子力規制庁の宮本です。

今のは、ちょっと私のほうからチャレンジな言い方をしますけれども、ここのところは、廃棄施設の基準ということですので、当然、適切な廃棄施設でなければいけない。それは、当然、あらかじめ、その設計をして、審査をして施設を作ることなんですよけれども、今のお話を聞いていると、極論をすると、いやいや、施設はいいんだと、結果として出てきた線量で管理するんだということであれば、余りにも極端過ぎて、やっぱりあらかじめ作られるその施設の適切性、これを示していただかないと審査で許可をすることはやっぱりできないと。

先ほど言われたような核種、数量の同定をどこまでやるかということは、それは管理との組合せということもあるかと思いますが、全てを管理だけで施設をよしとするということではできないというのが考え方でございます。

○萩原氏 ありがとうございます。ちょっと私の意見は、放射化物保管設備についてです。廃棄ではございません。保管設備というのは、一時的に放射線発生装置から放射化物を取り出して保管して、また必要になったら戻すというような保管設備においてどのような評価が必要かどうかということを知りたいと思います。

○土居放射線安全審査官 原子力規制庁の土居です。

放射化物の保管設備となると、使用施設なので、本来であれば、ここの章の対象外なんですけれども、考え方としては、保管廃棄設備であっても、放射化物の保管設備であっても、考え方は同じではないかなと思います。再使用するものか、もしくは、もう使わないというものの違いだけで、考え方としてはどちらも一緒ではないかなと思っております。

○鶴園安全管理調査官 よろしいでしょうか。

○萩原氏 なかなかちょっと、非常にこれまでお示しされていなかった部分が今回出てきておりますので、非常にびっくりしている状況でございます。

放射化物に関して、やっぱり法的にもちょっとまだ未熟な部分があるかと私は思っておりますので、現段階でそのような核種規制というのはちょっとまだ早いのかなというふうに感じております。

○齋藤氏 原子力機構の齋藤ですけど、今の件、ちょっと質問の仕方を変えて、前、放射化物の改正があったときの運用を何か今回大きく変えられようとしているのかどうかを教えてもらえれば、分かりやすいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

これ、またちょっと後ほど、放射化物は出てきますので、改めてまた回答を差し上げようと思いますが、一言で申し上げると、何も我々、変更を意図しているものではありません。規制の強化も意図しておりません。

ただ、先ほど管理官も申しあげましたように、廃棄施設については、当然、施設許認可の際に廃棄施設の線量が法令限度値以下であることをハードウェアとして担保しているということを確認する必要がありますので、先ほどは放射化物保管設備ということでもございましたけど、これは使用施設になりますけど、使用施設も同様でもございまして、そいつをその保管設備に入れたときに、線量が法令上の基準を満たしているのかどうか確認するために、そこに入れるものはどういうものなのかということはやはり何らかの仮定、仮定といったらちょっと語弊があるかもしれませんが、前提を置いて、こういうものを入れるのだ、こういうものを廃棄するのだということを設定した上で、施設設計をしていただいて、こういう評価でこの施設はオーケーなのだということを許認可時に示していただく必要があるのかな、端的に言うと、そういうことでございます。

以上です。

○齋藤氏 齋藤です。ありがとうございます。

○鶴園安全管理調査官 資料3-2のほうはこれぐらいにいたしまして、あと、似たような御意見等々もございますので、そこはまた後のところでいろいろ御説明を差し上げたいというふうな形で進めさせていただきたいかと思えます。

続きまして、資料3-3の大学等放射線施設協議会に関するところの回答をよろしく願います。

○宮脇安全管理調査官 規制庁の宮脇です。

資料3-3の1番でもございますが、こちら、まず一番目は、常時立入場所の複合評価ということでもございまして、こちらは、先ほどの資料3-1の5番と同じ御意見だというふうに私ども、回答も同じというふうにさせていただきたいと思えます。

同じく2番につきましても、こちらは事業所境界の複合評価ということについての御意見でもございまして、こちら資料3-1の、こちらは7番と同じ意見ということで整理をさせていただきたいと思えます。

3番目でもございますけれども、放射線発生装置における放射化物の取扱いについて、これは科技庁の放安課長通知でもございますが、のように、実測可能な数値で管理基準を示し

てほしいという御意見でございます。

これについては、ちょっとすみません、お書きいただいた御意見だけでは必ずしもちょっと御意見の内容が明らかでは、私どもなかったのですけれども、こちらの本ガイド案につきましては、放射化物について、我々が規制当局として何か一律の管理指標というものをここで示してやろうということでは全くございませんでして、このガイドは、審査における確認の視点ということをお示ししたらどうかということを書き進んでおりますので、何か統一的な管理指標というものを示そうということを意図しているものではございません。

そして、今、この御意見の中で言われている数値というものにつきましては、使用する放射線発生装置の種類ですとか性能、目的、方法等に照らして、申請者が科学的な根拠及び検討に基づいて妥当で合理的と考えられる管理方法などを定めていただいて、それに則った申請が行われるんだなという考え方に立って、先ほど私が申し上げた確認の視点というものを示しているものでございまして、したがって、この部分は、原案のとおりというふうにさせていただけたらというふうに思っております。

それから、4番目でございますが、排気管について法令要求以上のものを求めているのではないかという御意見です。

こちら先ほどの資料3-2の7番と同じ意見ということで整理をさせていただきました。

それから、5番目でございますが、6MeV以下の電子加速器から発生するX線のエネルギーは、電子の最大加速エネルギーを超えることはないので、「医療用直線加速装置のうち、X線の最大エネルギーが6MeV以下のものを含む」という括弧書きは不要なのではないかという御意見でございます。

こちらの御意見の部分を含む別記1は、その欄外の注にも示すとおり、旧規制省庁（文科省）が平成24年に事務連絡としてお示しした内容の一部を本ガイドではそのまま取り入れたということを示すために、原典のとおり表記をお示したものでございます。

こちらのほう、内容を改定いたしますと、このガイドのときに中身を検討して改定したのかといったような、そうした足跡もないものですから、取りあえず、私どものほうのガイド案といたしましては、原案のとおりそのままさせていただきまして、原典のとおり、指し示しているものだということで御理解を頂けたらというふうに思っております。

それから、6番目、こちらも同様でございますが、その同じく別記1の中でX線の最大エネルギーを示す部分につきましては、電子線の最大エネルギーとしたほうがよいのではな

いかという御意見につきましては、こちらも今申し上げました5番と同種の御意見、回答といたしましては、同じ回答とさせていただきたいと思います。

手短ですが、資料3-3に対する回答につきましては、以上とさせていただきます。

○鶴園安全管理調査官 では、資料3-3のところですが、まずは、先ほどのコメント等々も踏まえまして、大学等放射線施設協議会の萩原さんのほうから何かコメント等々ございますれば。

○萩原氏 御回答ありがとうございます。萩原です。

先ほどの放射化物の件ですけれども、放射化物として取扱うか否かの判断は、放射能濃度及びその設定の考え方が参考になるという書き方ですので、放射化物かどうかの判断は、例えば、この昔の課長通知等、実測できるもので判断できるようにしていただくほうが好ましいという私の御意見でございます。

あと、複合評価に関しては、ガイドで一様に評価しなさいというか、おそれがあるものにしなさいというふうに書いてありますけれども、おそれというのをどこまで考えればいかというのをもうちょっと明確にさせていただければと思います。例えば、主要なものに対して100分の1とか1000分の1という微小な寄与まで評価しなくちゃいけないのかとか、そういうのも実際にやる側としては非常にちょっと、大学等は非常に数が多いので影響力が大きいと思っております。

以上です。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

御意見を頂きましてありがとうございます。定量的に示せという御要望ではあるのですが、私どものほうといたしましては、なるべくそういうことについての初期的な判断は、申請時にやはり申請者のほうでお考えいただいて、これは、こういうことなので考慮した、あるいは考慮しなかったんだということをお示しさせていただきたいなど。私どものほうとしては、そういう基本スタンスに立って、このガイドは作成をしているということで回答という形にさせていただきたいと思います。

○鶴園安全管理調査官 資料3-3のところでございますが、ほかの、大学等協議会以外の団体の方からも何かありますれば、いかがでしょうか。ないでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、次の3-4のほうの資料のほうの回答のほうに移っていきたいと思います。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

資料3-4でございます。まず、第1番目でございますが、これまで要求されたこともなく、法定根拠も明確でない要求事項が見受けられるということでございます。

このことにつきましては、先ほど来から申し上げておりますが、本ガイドは、法令上の要求に対する適合性の確認を行う際における確認の視点というものを示すものでありまして、法令要求を超えるようなものを改めてこのガイドで追加的に示そうとしているものではございませんということです。

それから、2番目でございますが、RI法では、一般公衆の線量限度が1mSvとは規定しないのに誤解を与えるような説明ぶりとなっているという御意見、こちらは、先ほどの資料3-1の3番と同じ御意見というふうに整理させていただきました。

それから、3番目でございますが、句点が抜けているという御意見でございまして、御指摘のとおり、句点を補うように修正したいと思います。

4番目、助詞の用例がおかしいという御意見でございます。こちらも御意見を踏まえて修正させていただきたいと思います。

それから、5番目、「緒元」が誤字であるという御指摘、こちらは大変申し訳ございません。御意見を踏まえて修正させていただきたいと思います。

それから、6番目、放射平衡となる核種の取扱いについても記載してほしいという御意見でございます。

御意見の部分につきましては、こちら先ほど来から出てきてございますが、原子力規制委員会における審議において指摘を受けた部分でございますので、修正を行いたいと思っております。ただし、放射平衡となる核種に係る確認の視点ですね。申請書上、我々、確認の視点があるかどうかということについては、まだちょっとサーベイができておりませんので、まとめができておりませんので、その要否は、それをガイドに書くかどうかも含めて、現時点では未定ではございますが、先ほど申し上げました上記の修正において検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、7番目でございますが、常時立入場所の複合評価についてはどのような場合を考えればいいのか分かりやすく示してほしいという御意見でございまして、こちらは、先ほどの3-1の5番と同じ意見ということで整理をさせていただきたいと思います。

次の8番、こちらは事業所境界に係る複合評価ということでございまして、こちら3-1の7番と同じ御意見ということで整理をさせていただきたいと思います。

それから、9番目でございます。これは先ほどちょっと御意見の中にも出てまいりまし

だが、保管廃棄設備の評価において、大型機械等であって、これを容器に封入することが困難なものも評価に含めろというふうにありますけれども、必ず含めないといけないのでしょうかという御意見でございます。

こちらにつきましては、もちろん、当然具体的な状況によりますが、同じくこちらの同節の④におきまして、私ども、今ガイド案で示している文言をちょっと御紹介申し上げますと、「放射線源とする核種を特定の核種で代表させる場合には、その方法等の根拠及び妥当性が示されていること」ということございまして、放射化するものの核種、数量をつまびらかに同定しないといけないのかということについては、当然のことながら、先ほど来から申し上げているように、放射線源としてどういうくくりでセットすればよいのかということについては、その根拠なり妥当性が示されていれば、それがチャレンジできるといえましょうか、それでよいのだよという考え方を確認の視点に示しているとおりでございます。

したがって、繰返しになりますが、評価に含めろとある、必ず含めないといけないのかというお尋ねに対しては、含めてくださいというのが一義的な答えでございまして、当然のことながら、繰返しになりますが、そのくくり方といいますか、表し方につきましては、妥当なものであればよいということをお示ししているつもりでございます。

それから、続きまして10番目でございますが、排気中の放射性同位元素、右肩に「*」とするものがございまして、その部分につきましては、排気中の気体状の放射性同位元素、もしくは放射性汚染物とすべきではないかという御意見でございます。

こちらは、若干ちょっと法令チックな御回答になるのですが、「工場又は事業所から放出される排気中の放射性同位元素の濃度」という用語は、法令上の用例に基づいてちょっとガイド案にも使用させていただいてございます。ただ、この「放射性同位元素*」ということの語義は、これは規則の第1条の第1号というところに、「放射性同位元素」というものの定義がございまして、その放射性同位元素の用語につきましては、「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む」という、ちょっと長ったらしいんですが、そういう定義がございまして、これと同一のものなんですが、これをちょっと毎回、このガイドでは書き下すと読みづらくなるため、便宜上、「放射性同位元素*」ということをつけて区別させていただいてございます。

したがって、こちらのほうは原案のとおりとさせていただきたいというふうに思っ

てございます。

それから、11番目でございますが、「汚染された空気の広がりを急速に防止することができる装置」の言葉の意味の説明になっていないという、これ、大変厳しい御意見のようでございます。ちょっと申し訳ございませんが、これ、御意見の内容が必ずしも私どものほうで明らかでないんですけれども、御意見の部分は鍵括弧の用語を説明するために説明を加えて示したつものものでございますので、これでいかがでしょうかというところでございます。

それから、12番目でございますが、排風機について、「負荷への接続状況」とあるが、これは何を求めるものか、法令にないことを求めているのではないかということ、こちら、先ほどの資料3-2の5番と同じ御意見ということで整理させていただきたいと思えます。

次の13番、隣接する建物の吸気口に近接する云々ということが示されているけれども、この説明は不要なのではないかということでございます。御意見でございます。

こちら資料3-1の8番と同様の御意見ということで整理をさせていただきたいと思えます。

それから、14番、本ガイド案に示すインターロックは、法令要求のものではないのかという御意見でございます。

こちらにつきましても、先ほど資料3-2の9番と同意見ということで整理をさせていただきたいと思えます。

それから、15番目、動物の飛散率に関する記載がないという御意見でございます。

こちらにつきましても、資料3-2の11番と同じ御意見ということで整理をさせていただきたいと思えます。

資料3-4に対する回答につきましては以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 資料3-4について回答をざっとお示したところでございます。安全管理学会の桧垣さんのほうから、先ほどのコメントなどを踏まえまして、何か補足すべきコメント等ございますでしょうか。

○桧垣氏 桧垣でございます。

御説明くださりありがとうございます。これまでに出示された団体の御意見と結構重複するところがございますので、御説明承りました。

一点のみ、11番のところでございますけれども、こちらのほう、ちょっと我々どもの意見が正しくというか、明確に伝わっていなかったかと思えます。この部分なんです、こ

の前の鍵括弧の前の言葉のところに御説明を加えていただいて分かりやすく御説明していただいたというところなんですけれども、「急速に」とか、そういったところの定義が明確でないような気がいたしますので、その辺をもう少し分かりやすく追記していただきたいというのがこちらの意図でございます。

以上です。

○宮本安全規制管理官 ここを分かりやすくということで対立しているところではないんですけれども、何かこんな表現にしたらいんじゃないかとか、何かそんなのってありませんでしょうか。

○桧垣氏 桧垣です。

そこまでちょっと我々学会の中ではまだ議論できておりませんので。

○宮本安全規制管理官 分かりました。

○鶴園安全管理調査官 ほかの団体の方でこの資料3-4との関係で何か補足的にコメントをされたいところございますでしょうか、あれば。ないですか。

なければ、次の資料3-5のほうの回答のほうに参りたいと思います。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇でございます。

資料3-5、1番目でございますが、こちら、本ガイド案の書きぶりだと、必ず遮蔽物を設けなければならないように読めるので、修正すべきという御意見でございます。

これにつきましては、本ガイド案について、例えば3ページの1.にございますように、「これは、貯蔵施設に立ち入る者が、線量限度を超えて被ばくすることがないように必要な設備を貯蔵施設に設けることを求めるものである」ということとしてございまして、必要な場合において設備を設置すべきという旨は既に示しているつもりでは、私どもございましたけれども、御指摘を踏まえて、例えば離隔距離を確保することによって線量限度を担保する方法もありますよねということの例示を併せて示すようにするなど、御意見を踏まえて説明ぶりは修正させていただきたいというふうに考えてございます。

2番目でございますけれども、1MeV未満のエネルギーを有する放射線発生装置は規制対象ではないという御意見でございまして、これは、まさしく御意見のとおり、そのとおりでございますが、こちらで申し上げたかった部分は、この御意見の部分は、いわゆる数量告示第24条に規定する評価方法をここではお示しをしたかった、しているつもりのものでございまして、本法の適用を受けるものについて評価を行う場合にあっては、1MeV未満のエネルギー、放射線の定義としては法令上、切り捨てているものではあるのですが、この

申請書の使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、何でも結構なんですけど、本法の適用を受けるものの評価を、放射線線量の評価を行う場合には、裾切値はなくて、そのもの全て、1MeV未満の電子線とかエックス線も評価に加えて評価をしてくださいという旨を示している。これは、まさしくそれが翻って、数量告示第24条でそれを評価してくださいということを示しているんで、そのことを示しているものということで、こちらにつきましては、原案のとおりとさせていただきたいと、そのように考えてございます。

資料3-5に対する回答は以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 資料3-5のほうについて回答を説明したところでございます。非破壊工業会の釜田さんのほうで何か補足、先ほどのコメント等々を受けまして追加すべき何かコメント等ございますでしょうか。

○釜田氏 御回答ありがとうございました。

1番の件に関しましては、少し補足していただければ、いろんな方法が取れるよということが明確になるので、ぜひともそういうふうに補正していただければと思います。

2番のほうなんですけれども、確かに数量告示で読み替えているというのは分かるんですが、例えばエックス線装置が、その中で線量評価をしているということになりますと、それでエックス線装置が変わりました、例えば、ちょっと大きなものに変えました、逆に小さなものに変えました、サイズを変えましたといったときに、線量評価の数値が変わってしまうということになるんですけれども、その場合、許可変更が必要になってしまうのかなというふうなことを考えてしまうということで、現実問題としては、非破壊、もしくは貯蔵施設など、割と遮蔽厚の大きなところで使いますので、ほぼほぼ問題はないというふうには考えておるんですけれども、実際に評価を加えた、評価は逆に言ったら、これは許可対象外の評価だけれどもということに記載して、その上でその評価をしても大丈夫ですよというような書きぶりになろうかと思うんですけれども、そういうところを求めているのかなというふうなことで、ちょっとこちらのほうは考えております。

その他のところに関しては、皆様、いろんなところを出していただいているんで、そういう形で御回答を頂いているんで、そういう形で了解できるというふうに考えております。

ちょっと2番の件に関しては、何かもう少し明確なものがないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 2番のは、引き続きちょっと検討するということでしょうか、ど

うでしょう。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

御意見を踏まえて、いろいろ検討させていただきたいと思いますが、また後ほどに、ちょっと今すぐ、番号が出てこないんですが、医療関係のもの等、どう加えて評価するのだというちょっと御質問を頂いておりますので、そこでも回答を御用意いたしましたので、またちょっとそちらのときの回答もお聞きになられてから、また違うぞというところがあれば、御発話を頂きたいと思いますが、そういうことでお願いできますでしょうか。

○釜田氏 分かりました、よろしく願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 資料3-5のところでございますが、非破壊以外の団体の方で特に何か追加的なコメントをしておきたいというところがあれば。

○萩原氏 大学等放射線施設協議会、萩原です。よろしいでしょうか。

先ほどのエックス線発生装置なのか、放射線発生装置なのかというところなんですけれども、我々、放射光施設というのも持っていて、放射光施設というのは、放射線発生装置からエックス線を取り出して、それをユーザーが利用するという施設なんですけれども、実際、利用するエックス線の部分というのは、もちろん、エックス線から例えば20keVとか数keVのエックス線を取り出すような装置でして、その部分は放射線発生装置とはなかなかみなせないような部分なんですけれども、そのように放射線発生装置とエックス線発生装置がくっついているような施設に関して、それぞれ電離則とRI法があるんですけれども、どのように考えたらよいかというのを教えていただければなと思うんですけれども。エックス線の二次ビームラインを例えばエックス線発生装置というふうに認識して電離則の枠組みでやることは可能かどうか。

○土居放射線安全審査官 原子力規制庁、土居です。

そのところは、なかなか難しいところでやっぱり各発生装置によって、エックス線装置の部分と、いわゆる放射線発生装置の部分が一体不可分のものであれば、恐らくそれはもう一つの発生装置として考えざるを得ないのかなと思います。そこにつきましては、ちょっと我々のほうも、そういうような考え方ということだけで、個別のものについては、それぞれ申請のときに判断する、個別に確認していくことになるのではないのかなと思います。それは、あくまで申請上の話とか、発生装置の定義の話であって、放射線管理、そこは、発生装置に関する放射線のところですねというふうに考えております。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

この問題については、今、番号が見つかりました。日本放射線技術学会からお出しいただいている資料3-8の13番で回答を御用意していますので、また改めてそちらのほうで話題にさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○鶴園安全管理調査官 では、次に進めさせていただきまして、次、資料3-6のところですね。回答のほうを進めていきたいと思えます。

○宮脇安全管理調査官 資料3-6でございます。

第1番目でございますが、「負荷への接続状況」は法令にない要求ではないかという御意見で、こちらのほうにつきましては、資料3-2の5番と同じということで整理をさせていただきました。

2番目でございますが、「排気系統への接続状況」は法令にない要求ではないのかという御意見、こちらと同じく資料3-2の5番と同じということで整理をさせていただきました。

それから、3番目、「隣接する建物等の吸気口に近接するものではないこと」は、法令にない要求であるということ、こちらも資料3-1の8番と同じ御意見ということで整理をさせていただきました。

それから、4番目、排気設備について、「排気されるものの温度、圧力に耐え」という表現があるけれども、何を求めるのか、これは法令要求にないことを求めているのではないかということの御意見でございます。こちらも資料3-2の7番と同じ御意見ということで整理をさせていただきました。

それから、5番目でございます。排水設備について、「排水されるものの温度、圧力に耐え」とあるのが法令要求にないことを求めているのではないかということでございます。

ここで排水されるものの温度、圧力に耐えという表現は、先ほどの排気と同じなのですが、けれども、「排水設備は排液が漏れにくい構造とし、排液が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いることとする」、これは、規則14条の11第1項第5号のロという技術上の基準なのでございますが、その基準に適合することを確認する際に、我々の確認の視点、こういったところを見にくるよということを示したというものでございます。

よって、本ガイド案におきまして、法令が要求する基準を超えるようなものを示そうとすることを意図しているものではないということをお理解いただきたいということでございます。

資料3-6に対する回答といたしましては、以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 資料3-6のところの回答をざっとさせていただいたところござ

います。資料3-6の提出者でございます放射性医薬品協会、中村さんのほうから先ほどの回答等を踏まえまして、何か追加コメント等ございますでしょうか。

○中村氏 中村ですけど、頂いた回答で承知しましたので、特に追加はございません。

○鶴園安全管理調査官 ありがとうございます。

ほかの団体におかれまして、何か追加をここでコメントしておきたいとかというところはございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

ないということであれば、次の資料のほうに進みたいかと思えます。次は、資料の3-7のところの回答をよろしくお願いします。

○宮脇安全管理調査官 資料3-7、1番でございますけれども、信頼性のある値とは本ガイドで示されるのか、また、信頼性とはどのように判断するのかという御意見でございます。

こちらは、第1回の意見聴取におきましても話題となったものでございますけれども、信頼性のある値というものは様々な場合が想定されることから、本ガイドにおいて、そうした様々な場合を網羅的に例示することや、定義という形でお示しすることは、残念ながら困難であるというふうに我々は思っております。申請書に用いられるデータ等の信頼性につきましては、こちら、申請者がデータ等の科学的及び社会的評価、また、データ等の作成、あるいは提供機関の品質保証体制を確認するとともに、当該データを用いる評価の目的ですとか対処方法、必要とされる制度などに照らして総合的に判断して、申請者が主体的にお示しいただくものだというふうに考えているところでございます。

資料3-7に対する回答については、以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 資料3-7のほうの回答を差し上げたところでございます。こちらの意見の提出者でございます照射工業連絡協議会の菅さんのほうから、特に、先ほどの回答等を踏まえて、何か追加的なコメント等ございますでしょうか。

○菅氏 御回答ありがとうございます。特にコメント等、ございません。

以上です。

○鶴園安全管理調査官 ありがとうございます。

あと、ほかの団体の方で、この資料3-7との関係で、特に何かコメントを述べたいというのがありますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしければ、次に進みたいと思いません。

次は、資料の3-8のほうの回答を差し上げたいと思えます。

○宮脇安全管理調査官 規制庁の宮脇でございます。

資料3-8の、まず1番目でございます。遮蔽と閉鎖のための設備又は器具とは、どのような関わりがあるのかという御意見でございます。こちらのほうで、すみません、御意見の内容が必ずしも、私ども、明らかではなかったんですが、御意見の部分は規制のあらましを説明する部分でございまして、ここでは貯蔵施設に含まれ得るものを例示しているところでございます、こちらのページの①～③に係る閉鎖のための設備又は器具は、貯蔵施設に含まれ得るものですよということをお示ししたものでございまして。したがって、こちらのほうは原案のとおりとさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、2番目でございますが、こちらはガイドで使います用語についてでございますが、「保管」ではなく「貯蔵」という用語を用いるべきではないかということでございます。確かに、法令では「貯蔵施設」という用語はございますけれども、放射性同位元素を保管しておくことは「貯蔵」と言わずに「保管」と、「保管」という用語は法令上の用例に基づくものでございますので、こちらのほうは、ガイド（案）についても「保管」という用語を使うこととさせていただいてございます。したがって、こちらのほうは原案のとおりとさせていただきたいと思っております。

それから、3番目でございますが、「一般公衆」の表現について修正すべきと、また、本ガイド（案）の書きぶりだと、必ず遮蔽物を設けなければならないように読めるので修正すべきと。これは二つの御意見でございますが、頂いております、前者の「一般公衆」ということにつきましては、事業所の外に居住しているのが一般公衆でありますので、こちらのほうは原案のとおりとさせていただきたいというふうに思っております。

あと、後者のほうにつきましては、先ほどございました資料3-5の1番と同じ意見ということで整理をさせていただきたいというふうに思います。

それから、4番目でございます。「病院又は診療所の病室等」という用語は、誤りではないのかという御意見でございます。こちら、御意見の「病院又は診療所の病室又は介護医療院の療養室」という用語につきましては、これは、申し上げなかったんですが、第1回の資料の中で、実は、この用語につきましては、ちょっと長いので「病院又は診療所の病室等」という略称を用いることとさせていただきまして、今回、こういうガイド（案）を細切れでお示ししている都合上、この中からは登場してこなかったのですが、一応、こういう用語を踏まえて、こういう略称を使おうということで、こちらの今回お示しさせていただいた中では使用させていただいているというものでございます。したがって、こちらのほうにつきましては、定義をしっかりと示いたしますので、この用語

のとおりという形にさせていただきたいと思っております。

それから、5番目でございますが、「一般公衆」の表現について修正すべきということございまして、こちら先ほど来から繰返し出てきてございますが、御意見の部分につきましては、原子力規制委員会の審議におきましても指摘を受けましたので、例えば、ここは単に「一般公衆」といった表現ではなく、「事業所内に居住する従業員家族」であるとか、「病院又は診療所の病室に収容されている患者さん」とか、そういったような表現について、もう少し、単に「一般公衆」ということで一くくりにするのではなくて、もう少し分かりやすい表現に修正をさせていただきたいということで考えてございます。

それから、6番目でございますが、本ガイドは、届出使用者に係るものを含むのであれば、示すべき書面が欠落しているのではないかという御意見でございます。この御意見につきましては、本ガイドの内容は許可使用者を対象としてございますので、届出使用者はその対象ではございませんので、御意見にあります書面につきましては示していないということでございます。したがって、こちらのほうも原案のとおりそのままさせていただきたいと思っております。

それから、7番でございます。7番は、特定許可使用者についても説明を記載すべきという御意見でございます。こちらにつきましては、今、本ガイド（案）につきまして、現時点では申請者が特定許可使用者に該当するの否かについて、確認の視点を示す該当する施設がございませんけれども、今後、このような登場してくるようなことがございましたらば、御指摘のように、この説明を適切に示すようにしたいというふうに思っております。

それから、8番目でございます。PET検査薬の製造・合成については、実態と乖離した過大な施設を有しており、実態に近い線量計算を実施することはできないかという御意見でございます。こちらにつきましては、具体的に本ガイド（案）のどの部分に対する御意見であるのかということは明らかではないのですが、一般的な回答として申し上げますならば、許可使用者として実態に近い線量計算を実施して合理的な施設の設計とするということにつきましては、何ら否定されるものではないと我々は考えてございます。

ただし、その評価は、許可使用者における放射性同位元素の取扱い及び評価における不確かさ等を網羅的に考慮して、安全側で妥当なものであることが合理的に示されるものでなければならないというふうに同時に考えてございます。また、許可後の施設及び取扱い管理については、評価において設定、あるいは前提とした条件等を遵守していただく必要、

これは当然のことなのですけれども、それが求められるというふうに考えてございます。

それから、9番目でございます。「貯蔵施設内の人が常時立ち入る場所」という用語、用例については、「貯蔵施設における人が常時立ち入る場所」としてはどうかということでございます。これは、実は、貯蔵施設だけに限ったことではないんですが、「〇〇施設内の人が常時立ち入る場所」という表現は、こちらは法令上の用例に基づき本ガイド（案）でも使用しているものでございますので、こちらのほうは法令のとおりということで、原案のとおりとさせていただきたいというふうに思っております。

それから、10番目でございますが、「評価点を設定していること」ということの表現について、最大となる点は必ず評価しなければならないので、「適切に評価点を設定している」としてはどうかという御意見。また、「病院又は診療所の病室」という用語は誤りではないかという二つの御意見を頂いております。

まず、前者のほうでございますが、適切に設定するための考慮要素として、そちらの文言の前に「方向、距離、遮蔽体を」というようなことを例示してございますので、それに加えて、さらに「適切」という用語は不要ではないのかなということ、ここでは「適切に」という用語を入れていないということでございます。

ただ、御指摘のとおり、ガイド全体の話になるんですが、「適切に」という用語をどういうときに使うのか。たしか、第1回するときにも、これ話題に出たのですけれども、「適切にやってください」と言えば、このガイド、これでやっぱり、この一行で終わってしまいますので、どういうときに「適切に」という用語を使うのか。なるべく、「適切に」というところの示すところは、こういうこととこういうことを考えて、こういう対応をしてくださいと示したほうがよいのかなと我々は考えてございますので、その用例については、このガイドを最終的にまとめる段階までに使い方については考えていきたいというふうに思っております。

それから、後段の御意見につきましては、4番の御意見と同じということで整理をさせていただきます。

それから、次の11番でございますけれども、「信頼性のある値」というものは、どういうものかということを示すべきということにつきましては、こちらは、こちらの前にございました資料3-7の1番と同じ意見ということで整理をさせていただきました。

それから、12番。こちら、12番は複数の意見がございます。まず、第一でございますけれども、「1時間」という例示がありますと1時間で評価すればよいという誤解を与えるた

め、削除してはどうかと。また、密封線源の場合には1時間よりも短い時間を設定している場合もあるので、不適當ではないかという御指摘でございます。

これについては、先ほどの複合計算でもちょっと話題になりましたけれども、一般的に、放射性同位元素の保管に係る取扱い時間は、そうそう長時間には及ばないものなんだよということを示すため、おおよその認識、私どもの認識として一例として示したものでございまして、一般的な例示としては1週間当たり1時間とするのが適当なのかなという考え方で、こちらのほうを示したということでございます。必ず1時間しないといけないという趣旨で示したものではないということでございます。したがって、こちらのほうは原案のとおりとさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、次の御意見ですが、「保管」ではなく「貯蔵」という用語を用いるべきというのは、これは2番と同じ御意見ということでございます。

それから、さらに、その次、「年間労働時間2,000時間を考慮した500時間以上、三月間の40時間以上」と示したほうがよいのではないかという御意見です。この御意見の趣旨は、三月間の時間も併記したほうがよいのではないかという御意見と理解いたしますが、御意見の部分は常時立入場所の評価に関わる部分でありますので、1週間当たりの時間数のみを、こちらのほう、我々のほうとしては掲げたものということございまして、したがって、こちらのほうも原案のとおりとさせていただきたいというふうに思っております。

それから、次、最後の御意見でございますけれども、「使用時間及び保管時間の組合せ」という内容が理解しにくいので、例を示してほしいという御意見でございます。この「使用時間及び保管時間の組合せ」とは、主に、密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合、放射性同位元素の装備機器とか、そういう用語もございまして、そういったようなもの。こちらの場合には、使用の場所と保管の場所が同一であるということが通例であることから、こうした状況が適切に評価に反映されていることを確認しますよということを確認の視点として示したつもりでありまして、我々としては、この表現以上にあまり御説明もないので、例示は必要ないのかなというふうに考えているところでございます。したがって、原案のとおりとさせていただきたいというふうに思っております。以上が12番に対する回答でございます。

続きまして、13番、こちらちょっと複数の御意見がございます。まず、1番目、実効線量のみならず等価線量も含めて評価すべき旨とすべきではないかという御意見ござい

ます。この御意見に対しましては、こちらは、やはり規則14条の7第1項第3号で規定する線量限度は、数量告示の第10条の定めによりまして、これは実効線量について行うということで定めてございますので、こちらのほうは、法令の規定でもございますので、原案のとおりとさせていただきたいというふうに思っております。

次、これが先ほど来、ちょっと話題になりましたが、1MeV未満の電子線、エックス線を遮蔽計算に加えているのは、医療法に係るもののみであると。今後、非破壊検査等で使用されるエックス線からの寄与も加算することになるのか、また、核医学で使用するRIからのガンマ線の寄与を含める必要はないのか、いずれにしてもRI規制法側からの計算方法が示されていないという御意見でございます。

すみません。ちょっと、これ、いろいろなことが示されていて、必ずしも御意見の内容が、私ども、明らかではなかったんですが、まず、第一といたしましては、先ほど私どもがちょっと申し上げかけましたが、RI法の規制対象と、RI法の規制を受けずに、例えば医療法の、労安法もあるかと思いますが、医療法の規制対象とするものが混在する場合については、正直言うと、RI法の世界からすると知らないということになるのですが、常識的にはそういう対応はできませんので、実務上の対応としては、両者の影響を考慮した評価を行っていただく必要があるのだと考えてございます。

ただ、このガイドで示している、特に御意見の部分は貯蔵施設の線量評価に関する確認の視点を示すところでございますので、したがって、ここでは本法の規定に基づきまして、貯蔵施設とされるものの線量評価を行う場合は、当該施設の評価については数量告示、先ほど来から出てきてございます数量告示の第24条に規定する方法、すなわち1MeV未満の電子線、エックス線も含めて評価を行うべきことということの、まさに24条のとおりなのですけれども、そういうことを示しているというものでございます。

また、ここでは、本法の規制対象外のものを貯蔵施設の線量評価に含めて実施しろというような旨は何ら示しておりませんので、冒頭、申し上げましたように、RI法における許認可の評価においては、まず、RI法の許認可対象について評価を行っていただくというのが第一義的には必要な対応ということでございます。

ただ、これも繰返しになりますが、冒頭、申し上げたように、実務上の対応としては、RI法だけの評価では片手落ちになるのではないのかという場合には、当然、両者のものについて合わせて評価をしていただく。これは、あくまでも実務的な評価としてやっていただく必要がある。RI法上の許認可といたしましては、当然、RI法に係る施設について評価

を行ってお示しいただくということになるかと思えます。したがって、こちらのほうにつきましては、今、お示ししている原案のとおりとさせていただきたいというのが、こちらに対する回答でございます。

こちら、13番ですが、もう一つ質問がございます。「診療を受けるための被ばく」は個々の患者に係るものであり、計算で評価できる線量ではないと、それを除外しているということをどのように示せばよいのかという御意見でございます。こちら、すみません、御意見の内容が必ずしも明らかでは、私ども、なかったんですけども、貯蔵施設に係る線量評価において、患者の診療上の被ばくを合算して評価してこられる申請者というのは、通常、見受けられないわけなので、私どもとしては、本ガイド（案）において何ら問題ないのかなというふうに考えてございますが。

例えば、7ページの5.におきまして「除外していることが示されている」という文言の表現ぶりをしてございますので、本ガイドラインの表現ぶりに対する御意見、除外していることをどう示せばよいのだという御意見ということであれば、例えば、「含めていないことが示されている」というような表現ぶりにも変えられるのかなというふうに思いますので、その辺の表現ぶりについては検討の上、より分かりやすいような表現に改めていきたいなというふうに思っております。13番は以上でございます。

取りあえず、先に進めさせていただきます。14番でございます。こちらにも複数の御意見が含まれております。評価に用いるデータは、遮蔽計算マニュアルのデータでよいのかという御意見です。遮蔽計算マニュアルのデータは、当然のことながら、私どもといたしましても信頼性を有するものの一つと考えられますが、これも先ほど来の繰返しになりますが、申請において用いるデータ等の信頼性というものについては、申請者が検討を行って、これが信頼性を有するものなのだと示すところにより私どもは判断させていただくというところになります。

それから、2番目の質問、後者のほうの質問でございますが、アルファ線の透過力を適切に考慮とは、具体的にどういうことを示すのかという御意見でございます。アルファ線の評価におきまして、「透過能力を適切に評価」ということで我々が考えていたことは、アルファ線の飛程を考慮して、当然のことながら評価に含めることの要否、含めなくてよいことがほとんどなわけなのですけれども、評価に含めることの要否を検討し、その必要に応じ評価に加えるということが趣旨だったわけなのですけれども、こちらの部分につきましても、原子力規制委員会における審議において、あまり言わずもがなのことを書く必

要もないのではないかという御指摘もいただきましたので、ここにつきましては、内容、構成ともに、より分かりやすい表現、あるいは必要なところだけに絞って、もう少し再構成して見直しをしないと、そのように考えてございます。14番は以上でございます。

次、15番でございます。15番も複数の御意見が含まれておりまして、まず、前者ですが、常時立入場所の複合評価についてでございますが、これは資料3-1の5番と同じということで整理をさせていただきます。

次、後者でございますが、放射化物の濃度計算をするように追加されているが、従来から実施しているアルゴンに対する濃度評価でよいのかという御意見でございます。放射線発生装置から発止した放射線により生じた放射線を放出する同位元素がある場合には、これを含めて評価を実施すべきことは、本ガイド（案）で計算をするように追加したのではなくて、こちらについて、ぜひ、誤解のないようお願いしたいのは、法令における従前の規制において規定されていたものと我々は理解してございます。

また、放射線発生装置の雰囲気は空気である場合につきましては、これは当然のことながらアルゴンを評価核種として選定する例が一般的なものと私どもも考えてございますが、ただ、これは、アルゴンだけでよいのかというお尋ねになりますと、これは実際の状況に照らして評価すべき核種を定めてくださいというのが私どもの回答になりますので、そのようなことで御理解をいただきたいということでございます。

それから、16番でございますが、事業所境界の複合評価につきましては、これは資料3-1の7番と同じ御意見ということで整理をさせていただきました。

それから、次の17番、遮蔽と「閉鎖のための設備又は器具」とは、どのような関わり合いがあるのか、また、「管理区域に設けるその他の施設」とは何を示すのかということで、先ほど、ちょっと似たような御意見もあったと思うんですが、これも、すみません、御意見の内容が必ずしも、私ども、受け切れていないのかもしれませんが、御意見の部分につきましては、こちらは、先ほどは貯蔵施設でございましたが、廃棄施設に含まれるものの例示をしている箇所でございますが、廃棄施設の閉鎖のための設備又は器具というのは、これは保管廃棄設備に対応する基準がございますので、保管廃棄設備に設置されるものをお示ししようとしたものでございます。

また、管理区域に設ける「柵その他の施設」とは、これは、ちょっと法令のテクニカルな表現になりますけれども、人がみだりに立ち入らないようにするために管理区域に設けるものであって、柵と柵以外のものを総称して用いる場合に、こういう「柵その他の施

設」というような言い方をしているものでございましたので、こちらは、そういう意味でお示しをしたものでございます。したがって、こちらのほうは原案のとおりとさせていただきますというふうに思っております。

それから、18番でございますが、隣接する区域の考え方が不適切であり、削除したほうがよいのではないかとございまして。あと、後者にも別の御意見がございましてけれども、まず、前者の御意見につきましては、こちらのほうも、私ども、御意見の意図が必ずしも受け止められなかったんですが、「隣接する区域」という表現は法令におきます用例でもございますので、そのまま本ガイドにお示ししたとございまして。

「隣接する区域」につきましては、これ、たしか前回の意見聴取でも話題になったと思っておりますが、工場又は事業所に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、当該区域の境界を工場又は事業所の境界と同様に取り扱うものができる旨を示しているものでございまして、その説明については特段の齟齬はないと、私は、今、この原案において、ないと考えてございまして、こちらは原案のとおりとさせていただきますと思っております。

同じく18番の後段でございますが、本ガイドの書きぶりだと、必ず遮蔽物を設けなければならぬように読めるので修正すべき、また、「一般公衆」の表現についても修正すべきという御意見。こちらにつきましては、いずれも先ほどの資料3-5の1番に出てきた御意見と同じ、あるいは後者のほうにつきましては、先ほど出てまいりました3番ですね、の御意見と同じということで整理をさせていただけたらと思っております。

続きまして、19番でございますが、こちらは「病院又は診療所の病室」ということで、これは4番と同じ御意見、また、「一般公衆」の表現についてもということで、こちらも5番と同じ御意見ということで整理をさせていただきました。

次の20番でございますが、放射化物の核種、数量をあらかじめ確定することは困難であり、確定することを求めているのかという御質問でございます。こちらには幾つかございまして、まず一番最初の御意見でございます。これも先ほどちょっと話題になりましたが、線量評価を行うため、こちらは廃棄施設でございますので、保管廃棄設備に保管廃棄する放射性同位元素等に基づき線源を定めていただくということは、これは不可欠なものだと私どもは考えてございまして。

ただし、放射化物をどのような線源として線量評価を行うかについては、申請者によって示されるべきものであって、その旨は、このガイド（案）の12ページの④ですね、先ほ

ども御紹介いたしました、「放射線源とする核種を特定の核種で代表させる場合には、その方法等の根拠及び妥当性が示されていること」ということを私どもは確認の視点として示しているところでございます。

その次、文部科学省が行ったパブコメにおいて、放射化物の保管を行うために放射性同位元素の許可を取得する必要はないとしており、このことにより保管設備の遮蔽計算は不要であると理解してよいかということ、そして、また、計算が必要な場合は、その方法を明示してほしいという御意見でございます。

先ほども申し上げましたが、保管廃棄設備に係る線量評価は必要と、これは必須と我々は考えてございます。また、放射線発生装置は様々なものが存在することから、放射化物について、どのような方法で評価を実施するかについては、我々が一律に決めるというよりは、これも先ほど来から出てきてございますが、申請者のほうで、その状況等を踏まえて適切に実施していただけたらというふうに思っております。

それから、次の御意見でございますが、放射能濃度の確認の制度の状況はどのようなものかということで、こちらは本ガイドの内容とは関係ないのかなと思われませんが、今、放射能濃度の確認の制度、いわゆる「クリアランス制度」と言われているものでございますが、RI法におきましては、その制度を適用した事例は、これまでのところはございませんということでございます。20番に対する回答は以上でございます。

続きまして、21番でございます。本ガイドでは、線量評価において放射化物からの寄与を考慮することを求めるような書きぶりとなっているが、線量評価は許可証に記載されている核種及び数量に基づいて行うべきであり、その確認の範囲を逸脱しているという御意見でございます。

こちら御意見の趣旨を必ずしも受け止められているかどうか分かりませんが、放射線発生装置及び放射性同位元素の使用、保管、廃棄に係るそれぞれの取扱いに対応して、法令では御案内かと思いますが、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、それぞれに係る線量評価が求められるのでございまして、許可証に記載されている核種の使用及び保管だけの取扱いについて、評価をすれば許可が下りるというものではないということ、ここについては、ぜひ、御理解をいただきたいということでございます。すなわち、こちらのガイドのセクションは廃棄施設でございますが、廃棄施設においても放射化物においても放射線源に含めて評価するということが必要と考えてございます。21番は以上でございます。

22番でございますが、これは「病院、診療所の病室等」という用語につきまして、これ

は4番と同じというふうに整理をいたしました。

23番は、信頼性のある値、どういうものかということ、これは資料3-7の1番と同じということで整理をさせていただきました。

続きまして、24番につきましては、これは同じく13番の御意見と同じということで整理をさせていただきたいと思います。

続きまして、25番、「放出率及びエネルギーを適切に考慮し」ということは、どのようなことを考慮することを指すのかということ、これは資料3-1の4番と同じ御意見ということで整理をさせていただきました。

そして、次の26番でございますけれども、「病院又は診療所の病室等」の用語は誤りではないかということにつきましては、4番と同じ御意見ということで整理をさせていただきました。

あと、27番でございますが、これは放射線発生装置について、放射化の評価でできないという向きの御意見で、すみません、これは御意見の内容が不明なため、回答は今日、御用意できませんでした。

次、28番でございますけれども、この要求は全ての放射線発生装置に適用されるのか、平成24年の事務連絡での対応ではいけないのかということで、こちらも御意見の内容が必ずしも明確ではございませんが、放射線発生装置を使用する場合における排気設備につきましては規則がございまして、規則の14条の11第1項第4号に規定するところにより設置する必要がありますという、そういう回答でございます。

次、29番でございますが、排気監視設備は、申請書様式にも該当する記載欄もなく、ここまで必要ですかという御意見でございます。この御意見の部分は、ガイドで何か、これも先ほど来から申し上げているように、何か新しいものを求めようとするものではございませんでして、規則における規制要求といたしまして、これは規則の14条の11の第1項第4号ハというのがございますが、この中におきまして、排気設備とはどういうものか、実は、これ三つの類型を示しているのですが、その三つのうちの取り得る類型の一つを示しているものでございまして、こういうものを必ず設けろということをここで定めようとしている趣旨のものではないということで御理解いただきたいというふうに思います。

それから、30番目でございますが、サイクロトロンによる院内製造の際、使用日数を考慮した平均濃度を採用してもよいかということなんですが、こちらも、すみません、御意見の内容が具体的でなく回答ができない、不明なため回答ができないということでござい

ます。

31番、こちらは複数の御意見がございます。まず、前者でございますけれども、サイクロトロンによる院内製造の際、PET4核種以外のものも、今後、減衰を考慮して、その数量を設定してよいということかというお尋ねでございます。

本ガイド（案）では、廃棄施設に係る排気及び排水の線量評価について、安全側で妥当なものであるということが合理的に示されるものであれば、減衰を考慮して評価を行える旨を示そうとしているものでございます。当然のことながら、具体的な内容及びその妥当性に係る説明は申請者が示すべきものだというふうに考えてございます。また、超短半減期核種の実務上の取扱いについては、PET4核種における検討の経緯や、その取扱いの実績なども踏まえて、申請者が具体的な対応等を整理し示すことが求められるというふうに私どもは考えてございます。

あと、後者でございますが、サイクロトロンで0-15を連続製造する場合、一定の濃度で製造することを条件に平均存在量を採用することは可能かという御意見でございます。

こちらは、先ほどの資料3の8番と同じ意見というふうに整理させていただきましたが、こちらにも、繰返し申し上げておきますと、一般的な回答といたしましては、許可使用者が実態に近い線量計算を実施して合理的な施設設計とすることは、何ら否定するものではないということでございます。ただし、その評価は、許可使用者における放射性同位元素の取扱い及び評価における不確実さなどを網羅的に考慮していただき、安全側で妥当だということを合理的に示していただく必要があるということでございます。また、許可後の施設及び取扱い、管理においては、評価において設定した条件等を遵守することが求められるということでございます。

次、32番でございます。「実験による知見及び実機により得られた実績等」とは、どういうものを言うのかという御意見でございます。「実験による知見及び実機により得られた実績等」というのは、科学的な評価を行うための根拠とし得る知見やデータのことを指しているということでございます。

33番、こちらにも複数の御質問がございますけれども、排風機について、「負荷への接続状況」は何を示すのかということについては、3-2の5番と同じ御意見と整理させていただきました。

また、排気浄化装置の「排気系統への接続状況」とは、申請書に新たな記載を求めるものかということにつきまして、こちらにも資料3-2の5番と同じ意見ということで整理をさせ

ていただきました。

次、34番でございますけれども、「排水監視設備を設けて」とあるが、排水監視設備を設けることは必須なのかという御意見。この御意見の部分は、先ほどの29番と同様、排気の29番の御質問と同じでございます。ガイドで何か新しいものを求めようというものではございませんで、これは規制における要求事項、こちらは規則14条の11の1項第5号のイにおいて、排水設備として取り得る類型、こちらにも実は三つほど法令上、示しておりますが、その類型の一つとして示しているものでございます。したがって、こちらについては原案のとおりそのままとさせていただきたいと思っております。

それから、35番、法令にはない「排液浄化槽」とは何かということで、こちらは、大変申し訳ございません、「排液浄化槽」というのは誤記でございます、「排水浄化槽」に訂正をさせていただきたいと思っております。

36番、「排水浄化槽」と「排液処理装置」の違いは何かということでございまして、排水浄化槽及び排液処理装置は、規則1条6号に定義がございまして、こちらに掲げるとおりのものでございまして、本ガイド（案）の25ページにも同じようなことを、内容を示しているものでございます。ただし、「排液浄化装置」は先ほどにもございましたように「排水浄化装置」の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

37番、法令にはない「排液浄化槽」とは何か、これは35番と同じ御意見、38番、「排水浄化槽」と「排液処理装置」の違いは何か、これは36番と同じ御意見ということで整理をさせていただきます。

39番でございます。ガイドに示される部品以外でも放射化される場合がある、この場合でも、ガイドに示される部品ではないので放射化物としての管理は不要ということになるが、この場合の具体的処理を指導願いたいという御意見でございます。これについては、ちょっと具体的な状況が明らかではないのですが、測定の結果、放射化が認められるということであれば、放射性汚染物として取扱い及び管理していただく必要があるというふうに思います。

それから、40番でございます。エックス線の最大エネルギーが10MeVを超える医療用加速器は、放射化の考慮が必要であるが、冷却水の廃棄が問題であり、保管廃棄設備に廃棄すべきかという御意見でございます。こちらにも、ちょっと具体的な状況が明らかではないのですが、冷却水で、その排水ですね、に放射化が認められるということであれば、放射性汚染物として取扱い、管理をしていただく必要があるというふうに考えます。

それから、41番、PET製剤用のサイクロトロン放射化物について、「医療用の直線加速装置の放射化物の記帳のための換算について」と同様に、サイクロトロンについても換算表、換算式等、ガイドで示していただきたいという御意見でございます。こちらにつきましては、現時点では、そういったPET製剤製造用サイクロトロンの放射化物に係るガイドラインを作成する予定はございませんということでございます。

最後、42番、別記1の根拠となった調査資料・報告書は、信頼できる実測データ、計算結果として公表されているか、どこで入手できるかということでございますが、こちらのものでございます。文部科学省が規制担当省庁として別記1の検討を行った際の調査資料等を基に、放射化物の取扱いに関し、別記1の内容とは別個に信頼できる実測データ、計算結果として取りまとめて公開したものはないと私どもは承知しているということでございます。

回答は以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 駆け足で説明してまいったところではありますが、資料の3-8のほうの回答というのは以上でございます。

御提出いただきました放射線技術学会の谷さんのほうで、先ほどの回答等々を踏まえまして、追加的なコメント等ございますでしょうか。

○谷氏 谷です。

たくさんあったんですけども、ありがとうございます。

全部は無理なので、重要だというか、もう一度お聞きしたいことだけをかいつまんでなんですけれども、幾つかの質問に重複するんですけども、PETですね、サイクロトロンの施設で、これ、8番の意見、それから、31番の意見あたりと重なるんですけども、幾つかの施設に聞いたところによると、貯蔵能力に関して、全て1日最大使用数量を使って計算するよというふうな指導されているというところと、そうではなくて、原安センターの遮蔽計算マニュアルがありますけれども、そちらの減衰を加味した計算方法ですね、そちらでも許可されているというふうなところが幾つかありまして、このあたりというのは規制側のほうで統一されたものではないのかどうかというところを一つ確認したいところなんです。どうでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇でございます。

結論から申し上げますと、先ほど来から申し上げている、私ども、こうしないと許可しないというものでは、基本は、ないので、場合によっては、申請の内容によっては、置かれ

ている前提によっては、見比べてみると差というものはあるのではないかというふうに思いますが、基本は、こういう取扱い評価をするのだと。この取扱い評価に対して、こういう評価をするのだと。その結果、施設はこういう対応ができていて、それに対する線量はこうなるんだといったところを我々のほうは示していただいて、そこを確認して許可になるという。すみません。今、あまり具体的な例を比べて言っているわけではないので、あれなんです、そういうような回答になろうかと思えます。

○谷氏 例えば、あるユーザーさんのお話によると、例えば、不具合ができた場合ですよね。合成過程で不具合が起こった場合に、1日分全部ができてしまったときに、そのまま保管廃棄のほうに持っていけるようなつくりではないと。そういう場合、じゃあ、実際、どうするのかというと、サイクロトロンの中で、そのまま減衰するのを待つというふうな対処をするというふうにおっしゃっている施設があるんですけども、その施設に許可のときの条件を、申請したときのを聞くと、そうではなくて、全てが、全量が、1日使用料全部を保管廃棄のほうへ持っていった計算をなささいというふうに指導されたというふうに言われています。

結構、そういうところが多いみたいで、実際には半減期が短くて、どんどん減っていく、作っている最中にも減っていくんですけども、それも安全側に安全側にというふうに、非常に過大な評価をしなくちゃいけなくなっているところが多いようなんですね。だから、そこを、もう少し分かりやすい説明というか、ガイドにさせていただきたいというのが幾つかのユーザーさんの意見です。よろしいでしょうか。

○土居放射線安全審査官 原子力規制庁の土居です。

今の廃棄のところにつきましては、どの時点で廃棄に回るかというところは、必ずしも減衰させてから廃棄できるかどうか分からないところもありますので、そこところは1日最大使用数量をそのまま廃棄に回すというような、今は、うちのほうは考え方で、一応、評価を行っていただいております。

また、基本的に、今回、これまでガイドラインというものは作成されていなくて、今、おっしゃられたような、うちのほうも担当官によって言っていることが違うというような御意見も頂いたりしていますので、そういうことをなくすように、今回、このガイドラインを作成しているということもガイドライン作成の趣旨の一つだと考えておりますので、そういうような形で、今後、このガイドラインに従って審査をやっていくというようなことで御理解いただければと思います。

○谷氏 承知しました。今後は、そういう担当官によって考え方が違うということがなくなるということによろしいですね。

あと、もう一つだけ、すみません。放射化物に関してなんですけれども、数量に関して決めなくてはいけないところがありましたね。平成24年の課長通知ですかね、うちも保管廃棄設備を持っていますけれども、その当時はリニアックの治療室の中に入れるので大丈夫だというふうな説明だけで許可をとるか、申請を受け付けていただいていますけれども、今後は、そのやり方では受け付けてもらえないという、医療用リニアックですけれども、ということになるんですかね。なるんでしたら、なぜ、そうなってきたのかという経緯がちょっと知りたいなと思っているんですけれども。現状の運用で不具合があったというようなことが、どこかであったんでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

その点については、基本から申し上げると何ら考え方は変わってはいないのですが、やはり放射化物というものの取扱いが法制化されてから、もうそれなりの年月も経過してございますので、法令が施行されてから、まだ何かよく分からないけど、取りあえずそれでやっていこうという段階から、それなりに成熟してきている面もあるんだと思うんですね。そういうことであれば、当然、その中にあるものは、何だか分からないからいいでしょうということではなくて、おおよそ、これぐらいのものだということを示していただく必要があるのではないかと。おおよそ、これぐらいのものであるのだから、この程度のもので済むのだと。

例えば、ですから、病院とかでおきますと、容器の表面でどれぐらいだとか、あるいは容器をロッカーに入れていただいているわけですね。ロッカーの表面でこれなんだから、これ以上、例えば、使用施設でやっている評価。これ、特に、病院とかの場合ですと、使用施設の中にそういう保管庫とかを造られる場合、大型の加速器の場合もそうかもしれませんが、放射化物が出てきたものについて、これぐらいのものだということを示していただければ、それで「この評価でいいですね」ということを。今なら、この時点なら、お示しになれるのではないのかということ、そういうものを求めているということであって。

今まで、評価しなくていいのだということではなくて、今までも、こう言うのはちょっと語弊があるのかもしれませんが、それなりに、かなり粗い評価はしていただいたのではないかと、私どもはそういう理解なんですけれども。やらなくていいのだという理解では、

なかったんだと思うんですが。

○谷氏 今まで許可いただいていた申請書の書き方では、書きぶりでは、今後、受けても
られないことになるんですか。

○宮脇安全管理調査官 受けてもらえないと言うと、ちょっと1か0かという感じなんです
が。今までの。

○谷氏 先ほどの24年の課長通知に関しても、よく分からないまま出されたというような
発言が今ありましたけれども、そういう感じなんですかね。

○宮脇安全管理調査官 よく分からないということではなくて、当然、制度の初めですの
で、手探りなところはあったんだと思うんですね。ただ、今は、もう、これだけの年月が
経過してくれば、それなりの取扱いの実績も踏まえて、ここに出てくるものはこういうも
のだということは、逆に言うと、お示しになれるのではないかと思うんですね。全く、い
ままでもってして分からないということではないと思うんですけれども。

○土居放射線安全審査官 規制庁の土居です。

今、24年の事務連絡のお話ということで、28番の御質問の話でしょうか。

○谷氏 ごめんなさい。20番、放射化物に関わる場所ですね。20番であったりとか。

○土居放射線安全審査官 今回、ガイドラインを作成してしまして、前回でも申し上げて
いますとおり、これまでの事務連絡とか通達を整理するということがありまして。24年の
事務連絡についても、我々のほうで特に否定するような書きぶりもしていませんし、基本
的には、放射化物の考え方というのは、24年の事務連絡の中にありますとおり、例えば、
医療用のリニアックとかですと、6MeV以下のものは基本的には放射化の考慮は不要である
というようなことがありますけれども、そういうような事務連絡は、何ら、我々のほうで
も、現状、そのまま踏襲していくように考えておりますので、そういったようなことで
すね。

御質問の内容で、全ての発生装置に適用されるのかということがあるんですけれども、
大原則は適用されるんですけれども、その中で、発生装置の中で適用されるというか、必
ず評価しなさいということを我々は求めているのではなくて、考慮の要否についても皆さ
んで申請書の中で検討していただいて、こういう考えなので考慮は不要ですとかです
ね、そういったような説明をした上で評価、不要とするといったような、そういうよう
なことで申請していただきたいという形、そのような考え方で我々のほうはこのガイド
ラインのほうを作成しております。

○谷氏 じゃあ、最後、一点だけ。39番なんですけれども、特定の部品等以外のものは放射化物としての管理は不要であるという一言があるんですけども、これ、例えば、6MeV、4MeVだけのエックス線を出すリニアックであれば、もう全く放射化物は出ない、廃止の措置であるとかリプレイスで部品を搬出するときなんかでも、これ、汚染検査とかというものは必要ないというところまで読み取ってよろしいのでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

すみません。御質問の趣旨がよく理解できなかつたんですが。6MeV以下のものは。この通達で、旧文科省が多分、通達で示そうと思ったことは、こういうものはおおよそ放射化しないだろうという、その見解は示しているのですけれども、それ以下のもので、こういうものが出てしまったら、放射化物として管理しては駄目だという、そういうところまでは申し述べていないと思うのですけど。議論は、かみ合っていますかね。お尋ねのところが、よく理解できないのですけど。

○谷氏 要するに、表に載っているもの以外は管理は不要ですよというふうに、ここであっていますよね。それを、そのまま受け止めていいのかということなんですけれども。つまり、今、廃止の措置であつたりとかするときには、汚染検査というのを必ずやりますけれども、結局、放射化しないのであれば、もう、そこも必要ないというふうなところまで、これは読み取ってもいいのですかということなんです。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

すみません。この通達、すみません、当時作ったときも当然私もその場にいなかったのだから分らないんですが、この検討の多分経緯、した際には、おおよそ多分、広めに放射化物なるものをサーベイして、こういうものを拾っておけば、おおよそ漏れるものはないだろうということで、多分、中身が決められたのではないかと、私は、そういうふうに考えていたんですが。それ以外のものがあるということであれば、そこは今までの、先ほどのお話でもないんですが、実績を踏まえて見直していかないといけないということでございますし、仮に、あそこに掲げたもの以外、あれは例示でありまして、こういうものは放射化物として管理しないといけないだろうと。恐らく、それ以外のものは出ない。

○谷氏 いや、皆さん、ユーザーは、それをしっかりと規定として受け止めていますよ。

「これは一例です」というふうには読んでいないですよ、誰も。

○宮脇安全管理調査官 そこは、ぜひ、理解を改めていただきたいのは、我々のほうとしては、そこは、あくまでも例示ということになるろうかと思えますね。

○谷氏 少し御検討いただきたい、ガイドの中での書き方を御検討いただければと思います。

○宮脇安全管理調査官 そこは、このガイドにも随所には示しているつもりなのですが、あくまでも申請者のほうでしっかり検討していただくということを、このガイドの中では随所にちりばめていると。それが合理的で妥当なものであるというふうに認められるものについては、私どもは許可ができるでしょうということ、このガイドでは示している。逆に、我々のほうから「こうしろ」、「ああしろ」ということを、このガイドで改めて示そうということではないと。それは規制委員会のほうも、そういう方針に則って、そういう方針を頂いて、我々のほうもこのガイドを今、作成していると、そういうことでございます。

○鶴園安全管理調査官 資料3-8のほうがちよっと長くなっておりますんで、そういう形だと思えますが。

ほかの団体の方々から、特に何かあれば、釜田さん。

○釜田氏 すみません。先ほどの13番のところの説明をいただきましたが、やはり1ミリオン（MeV）以下のものというものを入れ込むんだよということと、それから、それが申請書の中でどういうふうに扱われていくんだということが少し分かるように、もう少し説明もしくは例示というものを入れながらやっていただくと、もう少し分かりやすいんじゃないかなという格好です。

例えば、エックス線は同時使用しませんよという形で申請してしまって、許可をいただきました。でも、業務上、やっぱり使いたいよねといったときに、じゃあ、許可変更になるのかとか、そういうところも含めて。それも、短期間の場合もありますし長期間の場合もありますよと。だったら、そういうふうな遮蔽計算だけをやっておいて、それを手持ちとしておくのか、それとも、やはり申請をしないといけないのか。一応、法令要件であるということであれば、申請をして許可変更しないといけない。でも、評価書は何も変わらないという。そういうふうなことがございますので、もう少し説明をしていただければなと、ちょっと御検討いただければなというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

御意見いただきまして、ありがとうございます。御意見を踏まえて、検討はさせていただきます。ただ、この場ではっきり申し上げられることを一点だけ申し上げますと、基本的に、評価だけが変わった場合というのは変更の許可にならないんですね。これは、やや

手続論的なお話になるのですが、変更の許可というのは、あくまでも施設を変更しようとしている場合、あるいは、そのほかの種類としては使用の目的・方法が変わった場合は変更してくださいということがありますが、変更許可をしていただく場合には、変更の理由というか、変更する事由ですね、それが定められていますので、それ以外は変更許可が必要とありません。

ただ、評価が変わらなかつたら絶対に変更許可をしなくてよいのかという、そういう硬直的な考え方をされるのは逆に危険でして、評価が変わるような変更というのは何なんだろうということになると、これは出力、例えば、使い方がすごく変わる、方法が変わるとか、放射線発生装置の出力が変わるとか、数量が倍になるから評価がそれに伴って変わるんだと。それは、我々のRI法に基づく規制対象物が何らかの変更が加わるから変更許可、その結果、それに伴って評価も変わるというものだと思うのですね。

その部屋で、うちの規制外、RI法の規制外のものが置いてあって、そいつを取り替えるのだけということ、当然のことながら、我々のほうの手続には何ら及ばないわけですね。ただ、先ほど冒頭に申し上げましたように、その部屋でそういうものを両方使うんだったら、常識的にと言うとちょっと失礼な物言いになるかもしれませんが、常識的、実務的な対応としては、どちらも放射線を出すものですから、両方のものを合わせて評価するというのは、多分、実務的な評価としては、当然、皆さん、おやりになっていることだと思うのですね。それが我々のほうに届け出た、あるいは許可で出した書類の評価と異なるから、そのためだけに変更するということは、それはあり得ないことだと思うのですね。

ですから、評価が変わっただけで変更は要らないということで覚えられると語弊があるのですけれども、評価が変わる理由に立ち戻っていただいて、私どものほうでお付き合い、RI法でお付き合いいただいているものに変更が加わって評価が変わるよねという場合には、当然、変更許可が要るわけなんです、それと実務的にセットで評価していた、もう一方の相手方が評価が変わるよねと。そういえば、あの許可のときに特に必要ない書類だったんだけど、この部屋でほかのものと一緒に使うので、参考までにこういう評価を、100という評価をしていたら実は120になりましたというようなものについて、そのためだけに変更の手続を取っていただく必要はないということは、これは、今、現時点で確実に申し上げられることなので。

ただ、今、私が申し上げたようなことを、このガイドにどう落とし込んでお示しすべきなのかなというのは、今日、いろいろ御意見を頂いたので、私どもの中で、うまく示せる

ことがあれば検討したいと思いますが、今日の時点での回答では、一応、そういうことで申し上げたいと思います。

以上です。

○釜田氏 ありがとうございます。ですから、逆に、許可変更があるということは、逆に言うと許可対象、法令対象のものが変更でないと変更対象にはならない、許可変更にはならないですよというふうに理解すればよろしいでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

そのとおりです。

○釜田氏 ということになると、先ほど一言申しましたが、例えば、そういう対象外のものが変更になりましたということの評価だけを変えますよということであれば、まあ、言ったら、取りあえず手持ちで持っておけばいい、もしくは、持っておけばいいというか、評価をしておけばいいということになるわけですね。そういうことで、何か法令の要求事項の変わったときに、その分も含めて変更申請をすればいいというふうに考えればよろしいでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

おっしゃるとおりでして、直近の変更の手续を捉えて、参考までに示した周囲の状況というのがこう変わっているんだということを、あわせて、その評価に反映といたしましょうか、更新といたしましょうか、示していただければよろしいかと、そのように思います。

○釜田氏 ありがとうございます。この辺、誤解のないように落とし込んでいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○鶴園安全管理調査官 3-8のほうが大分長くなりましたので、以上で終了ということで。

あと、資料3-10がありますが、本日、四病院団体協議会は御出席というのがないですから、今回、発話での回答をやるというのは時間の都合もありまして割愛というふうな形で。

○宮本安全規制管理官 3-10の部分は、先ほどもあったところと同じように、これが要求されるかどうかということではなくて、まず、設置される場合に必要だということで、設置される必要があるかどうかというのを、まずは1段階目で判断してもらって対応するというようなことであります。

簡単ですが。

○鶴園安全管理調査官 萩原さん、どうぞ。

○萩原氏 何度もすみません。先ほどの放射化物の廃棄設備に関してなんですけれども、

一切、最初、申請で点線源として評価しますと。後日、廃棄設備の中の放射化物の位置をいろいろアレンジしたりするわけです。整理したりするわけです。そうした場合に、もともと申請していた容器、例えば、放射化物の廃棄のための容器、ドラム缶1個として申請しているわけですが、それが、例えば、1個が2個、3個となった場合に、これは、どのように考えればよろしいのでしょうか。当初、申請したとおりに使わないといけなのか、申請後にいろいろ放射化物というのは入ってくるわけですが、どのように判断すればよろしいのでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

先ほどの質疑にも関連するのですが、あくまでも施設と、ハードウェアということと線量評価、両方あるかと思うんですが、線量評価が変わるという手続は、これ手続論的にあり得ないんですね。評価を変えるためだけのですね。当然、評価が変わるということは、例えば、今まで廃棄物を10入れるものが、実は20、30入れたくなりましたということで施設が変わるわけですね。例えば、今まで申請書上は、じゃあ、10入れるための容器は10個でしたと、それを30個にします、あるいは遮蔽を増やします、あるいはスペースを広げます、ということに伴って変更申請の必要が出てくるという形になりますので、そこで変更の手続を取っていただくということになると思うんですね。

既許可の中で、変な話、泳げるというものについては、当然、いけると思うんですね。ただ、それは、既許可の中で何を泳いでもいいということではなくて、それは、先ほど来から申し上げているように、許可時に廃棄物をどのように模擬するというか代表させて、その代表が包絡しているということについては、その中ではオーケーだと思うんですね。だから、我々が核種、数量を同定しろということをお願いしていないというのは、そういうことで。

大体、例えばですね、表現が適切かどうか分かりませんが、コバルト換算でこれぐらいみたいな、そういう条件を与えておいて、それで必要な容器は5個ですと、必要な遮蔽はこれですと。それを満たしている範囲内であれば、そういうことなんですが、廃棄物の量が倍増したであるとか、設定した線源が倍になりましたといったようなこと、あるいは、もう施設がボリューム的に大きさが手狭になってしまって倍にしないといけなとか、そういう事情があるのであるならば、そこは、また、その際に適切な線源というものを設定していただいて、それに伴った施設を変更申請で変更の許可を取っていただくと、そういうような段取りを我々は想定しているのですけれども。

○萩原氏 ありがとうございます。実際、そういう評価というのは、ある意味、単純化して評価するわけですがけれども、実際の現状と若干、異なる面もまたあるかと思います。その場合、この次の立入検査ガイドにも関連すると思いますけど、立入検査で、これは全然、申請時と違うじゃないかというような指摘というのは、あるんでしょうか。実際、運用上、線量管理しているわけで、線量を超えていないということは確認しているという前提なんです。配置、例えば、放射化物の個数が大分想定と違っていると、位置が全然違うとか、ローカル遮蔽が置いてあるとか、そういうところの観点で立入検査で検査するような状況というのは生まれるんでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

それは、申し訳ないのですが、ノーであり、イエスでありという判断ですね。すべからず自由ということでもないのですが。ただ、保管廃棄設備に廃棄体をどう配置するかというのは、かなり余裕があるのでは。それは、先ほど来の繰返しになりますが、保管設備の中の線源をどう捉まえて、どう代表して評価して許可をお取りいただいたかという内容によるかと思うんですね。そうやってお取りいただいた許可に対応して、廃棄物が、どうも施設の右のほうに寄っている、左のほうに寄っているということについて、我々が何か異議を唱えるということはないと思うんですね。

ただ、御注意いただきたいのは、少なくとも申請書の中で書き示すことはございますよね。保管設備はどこなのだ、あるいは廃棄するものの物理的な性状は何なのか、固体と書いてあるので、液体のものがあつたら、これはどういうことなんですかということですね。あと、物量ですね。物量も、1本、2本とかということではありませんけれども、一応、保管廃棄設備に備える容器というのは、どういうものなのだとすることを申請書に書いていただいていますので、当然、物理的な性状に伴って、固体のものはAとかBとかという容器、液体状のものはCという種類の容器、それをそれぞれ幾つずつ用意しますということで申請書にお示しいただいているはずですから、それとの対応を立入検査のときに確認して。

それと、あとは、また、ここは程度問題になるんですけども、それが申請書なり評価の前提としていた条件と著しく違うようなことがあれば、これはどうしてですか、あるいは違うということが認められたら、異なっている事情を我々がお伺いして御説明いただくと、御説明を伺うと、そういうようなやり取りになるんじゃないかなというふうに思います。

○萩原氏 ありがとうございます。了解しました。

一応、申請上、使用施設の管理区域の線量基準というのを保つように評価をして、それになるように運用している実情があるんですけども、評価とあまりに乖離しているような場合は、御指摘があるというふうに理解すればよろしいでしょうか。

○宮本安全規制管理官 原子力規制庁の宮本です。

多分いろいろ気になることなので、いろいろなレアなケース、こういう場合どうですかあれですか、いろいろ聞かれている、多分そういうところが気になっているかと思うんですけども、これは今年の法令改正で、使用者責任が第一義責任だということが明記をされたということがございます。

それで、確かにこれまで審査や事務連絡で、こういうものはこうなさいというような、そういうことが行われてきたという事実があります。また、今言われたように、施設者の方からも、こういうことはどうですかと聞くと、そういうような経緯があった、これはもう承知しています。今年の法令改正と今回のガイドの目的もそうなんですけれども、まず第一義的には施設者のほうが説明をいただく。例えば今のお話であれば、まず許可を受けた内容というのは、これは守っていただかないと、これは許可に違反するということになります。なので、これは許可を受けた、例えば1だとか2だとかいうことではなくて、その許可を受けた内容は何なのだと、ここが一番ポイントになるわけで、そこが何なのかというのを、これから我々もそういうことを気にしていきますし、まず申請者の申請書ですから、これはどういう許可を受けたいんだと説明いただく。

先ほど、例えば遮蔽とかでもそうですけれども、計算条件、考慮するというのは、こういうことを考えて、こういうことを考慮した計算なんだと、だからこういうことが許可の、我々が受けた許可なんだというようなことを、なるべくそういう方向に持っていきたい。なので、今回ガイドのつくりといたしましても、これでなければだめだということではなくて、なるべくこれはこういうことを示してもらいたいんです、こういう考え方なんですということを言った上で、なるべく例示をしていくということにしていこうというつもりでいます。

したがって、先ほどもう一つ例がありました、例えば減衰の話です、これもこういうものを保管するにはどうしたらいいかということだけではなくて、それぞれの事情で、これはもうこういう条件なり、こういう保管なり、こういう方法で使うから、こういう条件の計算でやりますよということをまず言ってもらって、それが合理的ならばこちらも認めていくようにしよう。もちろん途中でも出てきましたけれども、その中には過度の安全側

評価を求める必要はありません。ただし、実態に即していればいいわけではなくて、一定の安全側の評価、これはやはり必要になるということです。

最後に出たところも、こういうレアケース、こういう何かある意味想定してないいろんなケースが出てくるということも考えて、そういう範囲まで許可を取ると、そういうことまで含めた範囲で評価をし、許可を取るといようなことでやっていただきたいし、我々もやっていきたいということでもあります。

これはそういう考えに御賛同をいただければ、あとは、いかにガイドを分かりやすく書くかとか、それに即した申請書の書き方をしていくかとかいうことは、これはもうちょっとさらに工夫は重ねていきたいということが今の考え方であるということ、ちょっとすみません、繰返しですが、もう一度申し上げさせていただきました。

以上です。

○萩原氏 丁寧に御説明いただいて、ありがとうございます。

○鶴園安全管理調査官 以上で、審査ガイドのほうは、各出てきましたところの資料に対する回答というものを示させていただいたところでもあります。

引き続きまして、検査ガイドのほうについても同じようにやっていきたいところではありますが、何分ちょっと時間がかかなりオーバーしてきてますので、ここで今、各団体さん出席いただいているところですが、団体によりましては時間の制約がちょっとというようなところがありますと、今のところ資料の順番としては、資料の順番どおりにまた回答していこうかなというような形で考えているところですが、仮にちょっと時間の制約なんかでちょっと早めにやってほしいという団体さん、仮にあるようであれば挙手いただければ、少し考えようかと思いますが、いかがでしょうか。特に大丈夫ですか、多少後ろずれ、時間がもう既に時間が後ろにずれ始めてはおりますが、よろしいでしょうか。

よろしければ、この資料の順番で、なるべく重複するところはシンプルに回答するような方向で運営はしてまいりたいかと。

○宮本安全規制管理官 重複するところとか、こういうふうな書き方の工夫で、はいというところはちょっと飛ばしていただいて、そんな感じで進めてもらえれば。

○鶴園安全管理調査官 取り入れるところは割愛というか。なるべく取り入れるところというのは割愛というか、要するに御指摘を受けますという趣旨だというふうな形で。特にこちらのほうから元イキでいきますとか、ここのところはちょっとなかなかお受けしかねますみたいなどころを中心にちょっと回答していくような格好で、なるべく時間を有効に

使っていきたいかと思えます。

続きまして、検査ガイドのほうに進みますが、検査ガイドのほうの中身はお読みいただいていると思えますので、審査ガイドのほうは少し冒頭で概略の御説明をしましたが、検査ガイドについては割愛しまして。各団体さん、資料の3-1からの回答のところ、基本、取り入れますよのところは割愛しながら、少しこちらのほうから意見がありますよというようなどころを中心に回答していきたいかと思えます。

○笠原放射線規制専門職 規制庁の笠原でございます。

それでは、検査ガイドについて、資料の順番に従って御回答を進めたいと思えます。

まず、アイソトープ協会さん、資料3-1からでございます。検査の内容でございますので、通し番号13からでございます。

13と14、併せて回答いたします。まず、13について、用語の定義。これは第1回でお示しした資料の中に、第1章第4節というところで用語を整理することになっておりますので、反映するという。ただ、節の範囲のみなどで一部用語の定義が限定されている部分がありますので、そこについてはこちらで記載を工夫したいと考えております。

続きまして、法令要求であるかないかというところで、明確に区分できるような表現の利用という御趣旨で御質問を頂いております。まず、こちら大前提といたしまして、この検査ガイドというものが、検査官に対して活動する際の指針を提供するという趣旨の内容となつてございますので、ここはいわゆる義務ですよ、義務ではないですよということではなくて、こういったものを確認をするといった表記になり得るといことがございます。

さらに大前提として、ほかの御質問でも共通することなので、まず立入検査というものの性質について御説明いたしますと、立入検査につきましては、法第43条の2に記載してございますとおり、法の施行に必要な限度であれば、これは法令上作成が求められているもの、いないものにかかわらず、事業所に備えていただいている帳簿、書類、その他必要な物件を対象とすることができ、かつ関係者への質問もできるとなっておりますので、今後これは法令に要求されているものではない、義務ではないんじゃないかといったものも含めて立入検査の対象となっております。

その際の記載の工夫の仕方としましては、「例えば」とか、こういったものを「確認することができる」といった形で、裏を返すと、これはガイドに書いたからといって義務づけているものではないということが大前提でございますので、まずはそこを御承知おきい

ただければということでございます。

ということで、すみません、回りくどくなりましたが、14については、検査ガイドという性質上、記載がそういう形になっているということを御理解いただければ幸いです。

続きまして、15～18番につきましては、御指摘を踏まえまして、記載を工夫したいと考えてございます。

続きまして、19番、本文で言うと9ページでございます。選任の届けの内容を確認するということでございます。この記載に関しましては、あらかじめ事業者のほうで選任届の写しを準備しておいて、それを御提示いただくという御趣旨ではなく、当然ながら規制庁に皆様から届出は頂いております。ということで、検査官があらかじめそれを確認し、あるいは必要に応じて写しを持参した上で、その届出をしていただいた内容のとおり、現に立入検査させていただいている場所で主任者の方が選任されているか、あるいはまだ届け出てない場合は、それが今後届ける必要があるか否かということも含めて答え合わせをするという趣旨の項目でございますので、ここはそういう形で御理解いただければという形でございます。届出の写しを備えろという御趣旨ではございません。

続きまして、9ページ、20番目の内容でございます。こちらについては、法の規定を丁寧に書くべきではないかということでございますけれども、こちら、項目が検査手法という項目でございますので、その前段にこういった内容について検査をしますよという記載のところ、7ページの①の表のところ丁寧に記載してございますので、ここでは二重にする必要がないと。逆に、書くと読みづらくなるということで、原案のとおりとしたいと考えてございます。

続いて、21番でございます。こちら、ほかの方からも同様の意見を頂いておりますけれども、主任者の選任時期と最初の運び入れの時期の確認ということで、選任時期と運び入れの時期の前後関係を調べることは、いわゆる何十年も前のものを確認する意義は乏しいということで、ここは御指摘のとおり、まさにおおよそ保存いただいている5年以内の事業所について行われるものということを確認にしたいと考えてございます。

続きまして、22番、これはあくまで11ページの①～④の話はあくまで例示であり、法令要求ではないということですが、何らかの形で主任者の義務が遂行されていることを確認できればいいんじゃないかという御質問ですけれども、考え方は御指摘のとおりでございます。

先ほども申し上げたとおり、立入検査の性質上、いわゆる義務であるかないかにかかわらず、法の施行に必要な限度であれば、そういったものの備えていただいている資料等々を確認させていただくことが可能でございますので、そういったものを確認していくということを意図としておりますので、例えばそういったものの作成等々を義務づけるものではないというのは、先ほどのとおりでございます。

続きまして、23番、定期講習を受けさせる義務を負う届出販売業者・賃貸業者に該当するかという、この確認の意図でございますけれども。販売・賃貸業者の中にも、いわゆる表示付認証機器のみを扱う方、あるいは運搬の委託をしない者というのがあります。ということで、要は、そもそもこういった方の中で、その対象外であるかないかというところを確認するためのものがございます。もしこの義務に関する検査は必要はないということであれば、その確認をしなくていいということでございますので、いわゆる入り口の部分の確認という趣旨でございます。

続きまして、24番でございますけれども、御指摘を踏まえて、口の中に整理するという事で拝承いたしました。

続きまして、25番でございます。遮蔽の不全による、いわゆるこの例示の部分について誤解を招く趣旨があるのではないかということでございますけれども、御指摘を踏まえまして、遮蔽の不全による1mSv/週、1週間当たりの1mSvを超える場合につきましては、例示から削除いたします。

続きまして、26番、記帳の誤りや散逸といったものについて、内規等が定められていなくて問題がないということを確認してほしいということでございますけれども。こちらでも、いわゆる内規等に定めることを求めているわけではないというところは、先ほど申し上げたとおりでございますので、例えばということで25ページにも示しておりますので、いわゆる先ほど申し上げたとおり、法の施行の範囲で確認できるものの例として、検査側がこういったものを対象に確認できるよということを例示しているというところがございますので、御認識いただければと思います。

なおでございますけれども、記帳漏れなどは現実に確認されているという事実もございますので、こういったルールを明示的に書物などに収めなくても、そういった取組というものは一般的に取り組まれているのではないかというところがございますので、そういったものの確認も含めて、法の施行の必要な限度を逸脱をするものではないのかなという事で確認させていただければと考えております。

3-1につきましては、早足でございますが、以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 3-1のところについて、ざっとお答えを、ちょっと駆け足ですがやらせていただいたというところでございます。ここにつきまして、御意見頂戴しましたアイソトープ協会の松井さんのほうから、何か追加のコメント等ございますでしょうか。

○松井氏 御回答ありがとうございます。特にコメントはございません。

○鶴園安全管理調査官 ありがとうございます。あと、ほかの団体の方で、何か追加的に、何かこの場でコメントしたいというのはございますでしょうか。ございませんでしょうか。

なければ、じゃあ、次に進ませていただきたいと思います。

○笠原放射線規制専門職 じゃあ、引き続き、資料3-2、アイソトープ協会さんの安全取扱部会からの頂いた御質問についてでございます。

通し番号、こちら検査なので13からとなります。こちらにつきましては、主任者の1事業所当たり1人選任するということについて、併任、他の事業所との併任になってないかという確認、こちらにつきまして選任届の確認で足りるのではないかという御趣旨の御質問でございます。

こちら先ほど御説明したとおり、届出の写しというものを控えていただくのではなくて、検査官があらかじめ届出を認知したものの検査ということで、これを備えるように求めているものではないというのは、先ほどと同じでございます。

続いて、14番、こちら先ほどお示ししたとおり、いわゆる帳簿の記録、5年間のお話に関連してということでございますけれども、こちら先ほどお伝えしたとおり、5年以内のものという形で追記させていただきたいと思います。

15番、11ページですけども、いわゆる放射線障害防止の一層の向上に係る活動の担い手というもの、これは主任者が行うものではなくて、そもそも事業者が行うものではないかという御指摘でございますので、それがより明確になるように記載を工夫したいと考えております。修正させていただきたいと思います。

3-2につきましては、以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 3-2の回答をざっとさせていただいたところでございます。ここは安全取扱部会のほうの加藤さんのほうですが、先ほどの回答等も踏まえまして、特段コメント、追加のコメント等ございますでしょうか。

○加藤氏 一点だけ教えていただきたいのは、主任者の併任です、こちらはどこかに併任は不可であるという記載があるのでしょうか、その辺りを。

○鶴園安全管理調査官 併任のところは、ほかの団体の方からもちょっと御意見が出ているところなんで、そこで少し丁寧に回答させていただきたいと思いますので。簡単に結論を言えば、少し運用を変える余地がありますよということなんです、詳しくには、ちょっと後ほど、ほかの団体さんのところで直接的には言及したいかと思います。

○加藤氏 分かりました。よろしくお願いします。

○鶴園安全管理調査官 よろしいでしょうか、ほかの団体の方も。

では、次のほうへ参りたいと思います。

○笠原放射線規制専門職 引き続きまして、大学等放射線施設協議会さんの資料3-3について御説明したいと思います。

まさに、先ほどちょうど御質問がありましたけれども、主任者の併任という観点について御質問を頂いてございます。こちらはほかの団体の方からも類似の意見を頂いております。

まず、法令の規定上は、1事業者等につき少なくとも1人の選任を求めるということ以外に、その併任云々という形は明示的に規定されていないという実態がございます。ただし、RI法のいわゆる主任者の設置の仕方というところは、まずその法人ごとではなくて、そもそもRI法の規制の形が法人ごとでなく事業所ごとに申請・届出を提出させて、事業所ごとに法令を遵守させるという規制体系となっているという背景と、数個の事業所等において1人の方が複数併任するということは、それだけいろんなものを同時に見なきゃいけないということで、一般的にはいわゆる法令上義務づけられた職務が、その併任の分だけどんどん困難になるという可能性があるという、そういった背景はございます。

ということで、これまでは数々の過去行った説明会等々の機会を通じて、それぞれの事業所における安全管理の監督の徹底のため、併任をさせるのではなくて別の人を選任するよう求めてきたという現状までの事実がございます。

ただ、先ほどお話しいたしましたとおり、近年は大学や会社等の合併、統合、そういったところも多くなってきておまして、事業所などのそういった個別の事情については、従来ない多様化が進んでいるという、こういった現状の背景があります。

また、主任者の義務、立ち返って見てみますと、いわゆる放射線障害防止に係る監督ということで、必要な指示や意見を述べるということが求められているということで、これが達成できればということもございますので、1人の者が例えば数個の併任をした状態であっても、そういったそもそもの主任者の義務を達成できるということであれば、特

段の問題が生じないという場合も出てきているというところでございます。

ということで、長々と前提をお伝えしましたけれども、併任を一切認めないという従来の運用でございましたけれども、まずはこれは原則、これはやっぱり原則とさせていただいた上で、事業所等の具体的状況に照らして、この主任者の任務遂行に支障がないということが個別に確認できれば、この原則から例外的に併任することを容認するという余地を認めるような形にしたいということで、ガイドには、この一部容認、余地がある、原則であるけれども余地を認めるということに記載したいと考えてございます。

検査ガイドに記載して運用を開始するというところでございますので、この委員会決定、ガイドそのものが委員会決定がされれば運用が始まるのかなと、こちら現在そのように考えてございます。

なお、これは主任者のいわゆる代理者の選任のところに関連して、当然、代理者も同じように主任者と同じ義務が課せられるということを考えれば、こちらも同じ考え方になるのかなと、そういったところでございます。こちらは併任の内容でございました。

続いて、資料3-3の通し番号9番でございますけれども、こちらは主任者の職務ができない期間の確認ということで、30日以上の場合としてはどうかということでございますけれども、そもそも法律上、主任者の代理という者は職務が遂行できない期間は必ず置かなければならないということでございますので、これは30日以上であるかないかということによるものではございません。ということで、こちら日数で区切るのは適切でない。特に、当該期間が30日未満の場合は、代理者の届出が不要になりますということで、こちら知り得ないということもございますので、適切に代理者が選任されているかということを確認するためには、30日未満かどうかということより、まず主任者が職務遂行できない期間があるかどうかということを確認するというところに意義があるかなと考えております。

ということで、これは原案のままのおりと、30日以上であるかないかというところではなくて、原案のままをしたいと思いますと考えております。

続きまして、10番、11番ということで、保健上の措置を講じる体制・手順の構築は法令上の要求ではないということで、例示にとどめるべきという御指摘でございます。

こちらについては、まず前提としては、保健上の措置という義務を負っているという前提があった中で、この措置を講じる場合は日常、平時ではなくて、放射線障害を受けた、又はそのおそれがある場合というところでございますので、これは義務ではないにしても、一般的に考えれば、こういう緊急事態にどう対応するかというものは、組織としてあらか

じめ体制や手順、そういったものを用意しておかないと、なかなか突然やれと言われてもできないのではないかと。そういった観点からいくと、一定上の、こうしなきゃいけないということではないですけども、こうしたほうがいい、あるいはこうすべきというところの組織、それぞれの組織の中でそういった体制・手順というものを構築する必要があるんじゃないかということで確認させていただくというところでございます。

また、20ページのほうには、予防規程の確認という形も記載してございますけれども、これは現に使用者等の方々の中には、こういったものも手順で定めている方もあるので、これは定めろということではなくて、現に定めているという実態を踏まえて、検査の際にはこういった内容を確認してねという、検査のときの手順を示しているというものでございますので。例えば、こういったものを法令に基づかないけど作れとか、予防規程に書けということを求めているのではないということでございます。

ということで、こちらは手順書、書物等と義務づけているわけではなくて、ない場合は、そういったものがなければ、当然聞き取り等々によって、この場合どうするのという聞き取りによって明らかになる場合もありますので、これは確認する内容を記載しているというもので、義務づけているものではないというふうに御理解いただければというふうに思っています。

3-3につきましては、以上です。

○鶴園安全管理調査官 3-3について御説明をしまりました。3-3のところは、大学等放射線施設協議会、萩原さんのほうにおきまして、何か先ほどの回答等も含めまして、追加のコメント等ございますでしょうか。

○萩原氏 御説明ありがとうございました。萩原です。

先ほどの主任者の職務を遂行できない期間ということですけども、基本的に監督業務、主任者の業務でありますから、例えば職場にいなくても、例えば携帯電話とかで連絡が取れるような状況にあれば、それは職務が遂行できているとみなしてよろしいでしょうか。

○鶴園安全管理調査官 従来の古い科学技術庁の文書なんかにも、そういうような記載があるのを多分皆様御存じかと思いますが、要するに四六時中そこに主任者がべったり張りついてないとだめなんだという趣旨とは違うのでございまして、要するに携帯電話みたいなものでも主任者の果たさなければならない、いわゆる監督義務だといったところが電話なんかでもきちんと指示ができるような形に、連絡がついて、なおかつきちんと指示をできる可能性といいましょうか、合理的な可能性というのがある限りにおいては、任務を遂

行することができない状態というものには該当しないという理解でよろしいです。逆に、仮に連絡がついても、労務管理上の問題で、この日からこの日の間は必ずこの主任者はちょっと休ませるんだというような、そういう労務管理を何か強いている場合は、およそその方には何か主任者として任務をやっていただくということを、期待しがたいような状態が、労務管理上、何か特殊なそういう状況があるような場合であれば、仮にその場合は連絡がついたとしても職務を遂行することはできない状態というのが出てくる可能性というのはあって。考え方としては、ちょっと、長くなりましたけど、今述べたような形で考えていくということでございます。

○萩原氏 ありがとうございます。私からは、以上です。

○鶴園安全管理調査官 では、ほかの団体の方からも、何か特にこの資料3-3のところで何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

分かりました。3-4のほうへ進みたいと思います。

○笠原放射線規制専門職 では、引き続き、資料3-4について御説明したいと思います。

3-4、通し番号16番でございますけれども、修正いたします。

17番につきましては、先ほどの併任の考え方のおり、原則論と一部例外を認めるような形で修正したいと考えております。

18番につきましては、こちら帳簿5年の期間について行われるものと修正したいと考えてございます。

19番でございますけれども、法令上作成が義務づけられていない自主的記録を検査の対象にするのかという趣旨でございますけれども、こちらそもそも立入検査というものが法の施行の範囲であれば、法に基づかないものを含めて見聞できるということで御理解いただければというふうに思います。

ガイドの記載、11ページ、(2)の①～④については例示でございますので、先ほどのおり、例えば①～③のそういったものがない場合も、④のいわゆる聞き取りによって確認できるものと考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

あと20番、こちらについても同様です、あくまでこちらのほうは事業者に備えているもの全て、法の施行の範囲であれば確認できるということで、そういった記録類等々につきましては、義務づけを求めるのではないということで御認識いただければというふうに思います。

21番、電磁的方法でございますけれども、結論から言うと、これは委員会決定されてい

るものでございますので、さらに告示も行われております。現にウェブサイトにも掲載されているというところ。で、一点誤解なきようお伝えしたいのは、炉規法の規則のものというお話しただいてますけれども、題名が炉規法の規則が代表的に書かれてますけれども、「等」となっております。これ複数関係規則がある場合、記載するんですけども、この等の中には、RI法の施行規則も含まれておりますので、そこはよく御認識いただければと思います。

本当に認識が全然されてないということであれば、今後、我々も立入検査の際に周知等々を図りたいと考えておりますし、各団体におかれましては、もしそういう事実があるのであれば、あわせて認識向上に協力いただければと考えております。

3-4につきましては、以上です。

○鶴園安全管理調査官 3-4のところ、ちょっと駆け足ですが御説明してまいりました。こちらの安全管理学会の桧垣さんのほうにおかれまして、何か追加のコメント等々ございますでしょうか。

○桧垣氏 桧垣です。

やはり一点、先ほどの17番のところ、併任のところでちょっと申し上げておきたいのは、原則は原則であるというふうに明示をきちんとしていただきたいというところでございます。併任なんですけども、やはり併任は認めるべきではないというのが、我々学会の意見でございます。併任を認めてしまうと、最近、大学等なんか特にそうなんですけど、経営状態が悪いので、人員削減のために一人の人がいろんな事業所も主任者を併任させられるという事態が起こり得ます。私ども東京大学ですが、学内に事業所15ほどありますので、最悪1人の人間が15ほどの事業所の主任者を併任させられるということも起こらないわけではないです、これが一つです。

そして、もしそういった併任が起きますと、特に大規模災害等々、対応が必要なときに、1人の主任者だと、どうしても対応ができない事態ということが想定をされますので、原則はあくまで原則というところを強調していただきたいというのが意見です。

以上です。

○鶴園安全管理調査官 貴重な意見、ありがとうございます。そのような形で、原則、例外のところの理解が、やみくもになし崩し的に、例外のところのところがいつの間にやらひっくり返ってとか、そういうことにならないようにという御注意、御指摘というふうに考えますので、心して文面のほうを作成したいと思います。

○宮本安全規制管理官 今のところは、ちょっと明確にちょっとはつきり書くようにいたしますけれども、当然、普通に離れていれば大体だめだという考えが普通の話で、主任者の役割が果たせる場合にはいいですよということなので、そこはこういう事情でこういう体制でやるから併任してもできますということを、ある意味、説明書を求めるというような形で対応するようにいたします。

○鶴園安全管理調査官 この資料の3-4のところについて、ほかの団体の方々から、特に追加の御意見等々ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、3-4はこれでおしまいということにしまして、次、3-5のほうに参りたいと思いません。

○笠原放射線規制専門職 引き続き、資料3-5について御説明いたします。

検査の部分の1番でございます、事業所の実態に照らすと、主任者の監督業務の内容には様々なものがあるので、そういった運用に当たっては、画一的でない運用を期待するという御意見でございます。

こちらについては、直接的なガイドの文案の修正ではないんですけれども、そういった内容はごもっともであるということでございますので、第1回のガイド案でも前置きしてございますけれども、必要に応じて、本ガイドの内容については一部のみでも実施できるということ。逆に言い返せば、本ガイドにない検査手法であっても、必要なものであればできるということで、こういった内容のガイドの本来の趣旨を検査官にちゃんと理解させた上で、そういった画一的にならないような形で実施していきたいというふうに考えておりますので、皆様もそういった御認識の基、御理解いただければと、御協力いただければと考えておりますので、そういった部分を含めて周知することも考えたいと考えております。

続きまして、2番につきましては、先ほどもちょっと意見がございましたけれども、主任者の不在、これが職務を遂行することができないということではないというのはごもっともでございますので、「不在」を「職務を遂行することができない」と明示的に修正したいと思えます。

3番について、こちら併任のお話でございますので、先ほど来御説明しているとおり、原則論と一部容認というところは、先ほどのお話のとおり徹底したいと考えております。

続いて、4番、遮蔽に対する線量限度を超過する場合というところでございますけれども、例示しているところでございます。こちらにつきましても先ほどお伝えしたとおり、

遮蔽に関する線量限度を超過する場合、これを例示から外して、誤解なきよう外していきたいと考えてございます。

続いて、5番、帳簿の閉鎖について、具体的にどうやれば帳簿の閉鎖なのかという例示を示してほしいという御趣旨でございます。

こちらにつきましては、特に統一的な形式があるわけではございません。一般論的に、年度末等の閉鎖日において、同時点における在庫管理ができて、在庫状況がしっかり記載されて、新旧の区別がつくと、閉じる前と閉じた後、閉じる後のものというところ、それが毎回正しく繰り返すことができるという、いわゆるこうしろということではなくて、こういった考え方にに基づき管理できれば、それに従ってやっていただければいいということです。

例えば、お作法的に、閉鎖帳簿は別の簿冊にしてくださいとか、区別ができるように白紙を挟んでくださいとか、そういうお作法といったものは、こちらから要求するものではなく、組織として管理できれば問題ございません。ということで、先ほども、例えばということで申し上げた管理の話とか、そういったものは例示として加筆するという形で見直したいと考えております。

3-5は、以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 3-5のほうを、ざっと説明してまいりました。ここは非破壊のほうの釜田さんのほうから、何か追加で何か御意見等ございませうか。

○釜田氏 ありがとうございます。非常に明快に回答いただき、ありがとうございます。1番、こういう御指摘があったように、例えば検査官によって言っていることが違うんだということはよく聞きますので、それがないように、このガイドを作られるというふうに理解しておりますので、そこはこのガイドがうまく使われ、運用されることをちょっと期待したいなと思っております。

実は、5番のところの閉鎖に関しても、例えば健康診断の記録、閉鎖で1年毎に閉鎖しろと、これどこに書いてあるんですかというようなことを聞かれることもあるという形でございますので、そういうところが統一的にこういう審査ガイド等によって表示されることによって、ちょっと我々受け側、検査を受ける側が混乱しないようにしていただければと思います。ありがとうございます。

○鶴園安全管理調査官 了解しました。なるだけそういう、まさに検査官によってそういうぶれというのが出ないようにするというのが、このガイド作りの目的の一つにもなって

いるところですので、そんなのが出ないように、必要などころは何なのかというようなところをちょっとよく考えながら記載していくというところに努めていきたいかと思えます。

では、この3-5につきまして、ほかの団体の方から特に何か追加の御意見等々ございませうでしょうか。大丈夫でしょうか。

なければ、じゃあ次の資料の3-6のほうに進ませていただきます。

○笠原放射線規制専門職 それでは、引き続き、3-6の御質問に対する回答でございます。

通し番号でいきますと、6番のものからでございます。まず、6番、こちらも同様、法令上、要求されない記録等は検査対象として示されているというものにつきましては、先ほど申し上げたとおり、立入検査の性質上、そういったものを確認できるということ。逆に、このガイドをもって記録等々の作成を求めるものではないということを御理解いただければと存じます。

続きまして、7番、略さずに規則の規定をそのまま引用してほしいということでございますけれども、ここの項目の内容が本節ではなく他の章に引き継ぐという趣旨でございますので、これが分かればいいということで、あえてここは長文を用いてお知らせしないでいいかなというふうに書いてございます。ということで、元イキとしたいと思えますけれども、追加で、イという項目が記載漏れしておりましたので、具体的にイというものについては追記させていただきたいと考えてございます。

続いて、8でございます。記載漏れ等々の予防について、要求されたものが検査対象じゃないと。これも、まず法令上要求されてないものも、法の施行の限度に必要なものということの対象になりますということ。先ほど申し上げたとおり、記載漏れ等々は実際に起こっているもので、ルールにしなくても一般的にはどういうふうにするかということは、各事業所で工夫されているかと思えますので、そういうことも含めて確認させていただきたいと、法の遂行の実現性ということで確認していきたいというふうに考えております。

なお、要求されてないものの件につきましても、先ほど申し上げたとおり、「例えば」とか、「することは確認することができる」という形で、なるべく記載は工夫してございますので、そういう形で御認識いただければと思います。

続いて、10番、帳簿閉鎖の話で、総括帳票というものが法令上義務づけられてないのではないかという御質問でございますが、法令上義務づけられてないのはもっともございませうけれども、過去、平成21年に文科省が出しております、帳簿の記載に関するガイドラインというものにおいては、その作成を推奨しているということで、現にこちらを作ってい

の方が多いと、一定数の方は作っているという実態を踏まえて、確認の項目として挙げさせているというものでございます。なので、これがなくても、当然聞き取り等々によって確認はできるでありましょうし、一方で、ガイドにも示しているとおりに、こういったものが作成されれば、帳簿の閉鎖の確認というものが、より一層効率化されるのではないかと
いうふうにも認識してございます。

3-6は、以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 3-6のところ、以上で御説明をしたところでございますが。医薬品協会の中村さんのほうで、さらに先ほどの回答も踏まえまして、何か追加の御指摘等々
ございますでしょうか。

○中村氏 特にはないですけど。すみません、ちょっと聞き漏れたかもしれないんですけど、最後の11番のところって、どうなりました。書いてもらえるということでもいいですか。

多分これまでの例示とか、例えばというところとか、その確認の視点で。

○鶴園安全管理調査官 何番のところですか。

○中村氏 11番の全般って書いているところなんですけど。ここに記載させていただいた表現は別として、これまでの話合いとかで出ている、例えばとかの法律の要件ではないけれども確認の視点で、そういう例示をさせてもらっているという、口頭では回答いただいているんですけど。その審査ガイドというか、そのものに最初のところとか、何かに記載してもらえば一番分かりやすいのかなとは思いますが。こちらについては、どういう感じになる予定でしょうか。

○鶴園安全管理調査官 これは検査ガイドじゃなくて審査ガイドに書いてほしいということか。

○中村氏 両方といえば両方なんですけども。

○鶴園安全管理調査官 検査のほうに関して言いますと、先ほど来、説明してまいりましたように、義務的なものだけが検査の対象になるわけでは必ずしもなくて、一定の義務を果たしているかどうかというようなことを遂行しているかどうかというのを確認するために、任意につけられた帳簿なのかというのも検査として見ることは、一つの例としてはでき得るという。

工夫して、そのところが分からなくならないようにはしたいと思います。

○中村氏 じゃあ、分かりました。ありがとうございます。

○鶴園安全管理調査官 ほか、何かありますでしょうか。特になければ、先に進みたいな

と思いますが。では、次に進みます。

○笠原放射線規制専門職 続きましては、3-8に飛ばさせていただきます。3-7では、検査については意見がないということで、3-8に飛ばさせていただきます。放射線技術学会さんのコメントに対する回答でございます。

まず1番、3ページ、(1)①の選任していることだけでなく、「選任し届け出ていること」という記載にしてはどうかということについては、実は、①に選任義務を記載して、②に届出義務を記載しているということで、意図して書き分けてございますので、原案のとおりといたします。

続きまして、2番、選任すべき代理者も有資格者ということで、事業所等によっては、そういったものを踏まえて、有資格者を複数在籍しておくことが推奨されるのであるということにつきましては、こちらについては留意事項として加筆しておくように、推奨される事項として加筆したいと考えております。

3番について、複数選任された主任者の役割分担の明確化とはどういうことかということでございます。想定しておるのは、いわゆる同時に複数選任される場合において、主任者がやるべき義務というものがしっかり分担されていまして、いわゆる複数やることによって、やるべき事項が間に落ちていないかというところが明らかになっている状態ということをご想定しております。

したがって、御質問にあるような、筆頭主任者が職務を負えない場合に別の主任者が職務を負うというものも、ある意味、役割分担の一つというふうになり得ると考えます。

もっとも御質問のようなものにつきましては、筆頭主任者がいない場合の代理という形で、主任者の代理の選任という方法にすることも考えられるかなというふうには考えております。

続いて、4番、11ページの話でございます。主任者が行った監督の内容を確認するために、それを記した記録類を検査するというものがありますけれども、どういったものが想定されてますかと、それは義務ではないかと理解していいかということでございますけれども、この例示としましては、どのような指示・監督を行ったかを自主的に記録したもの等が想定されているというところでございます。先ほど来、申し上げているとおり、例えばということで、あくまで例示しているというところでございますので、これが法令に基づく記帳義務のあるもの等ではないという前提でございます。

当然、こういったものが備えられてない場合も、関係者への聴取等で、その確認ができ

るということもあり得るということでございます。

続きまして、5番、6番に関係して、主任者が職務をできない場合ということはどういうことかということでございますけれども、先ほどあったように不在の場合ではなくて、義務が遂行できる状態が保たれていればいいので、例えば物理的に必ずいなきゃいけないとか、主任者になった場合は、それ以外の医療業務等に従事することは一切禁じるということまでは求めていないということでございます。その場にいるかいないかにかかわらず、監督義務がなし得ると。例えば、電話によるものも含めて、そういったもの場合は、代理者の選任は不要かなというふうに考えてございます。

一方で、逆に、電話で連絡がつくか否かだけではなくて、いわゆる休暇等によって電話でつく場合であっても、労務上それを任務させないという状況でございましたら、それは当然ながら職務を遂行できない場合に該当するということでございますので、いずれにしても職務はできる状態というところを主眼にさせていただければというふうに思います。

7番につきましては、20ページの話でございます。従事者以外の者が放射線障害を受けた場合、受けたおそれの生じる場合というものの整理でございます。まず、放射線業務従事者というのが、取扱等業務に従事し、かつ管理区域に入る者を指すということでございますので、ということは取扱業務に従事し、かつ管理区域に入らない者ということがあり得ることになります。なので、いわゆる見学や患者など、そもそも取扱業務に従事しない者のほかに、立ち入らない取扱者という者が発生が考えられるということで、こういった方の可能性としては低いながらも、管理区域内に入らないで取扱業務を行う中で、放射線障害を生じる可能性は否定ができないというところでございますので、これも含めて保健上の措置として、業務の制限や短縮を行う余地があるのかなと、そういう趣旨でございます。

8番、20ページの留意事項でございますけれども、保健上の措置等を講ずべき放射線業務従事者以外の者の中には患者等も含まれるのかと。含まれる場合は、このような者に対しては、遮蔽に係る線量限度を超えた場合にも、保健上の措置を講じる必要があるかという趣旨の質問でございます。

こちらにつきましては、法の範囲につきましては、古くから雇用関係のある従事者のみならず放射線施設等に立ち入る者全てを含むと解してきております。そのため、診療を受けるための患者等の方々も、いわゆる放射線業務従事者以外の者に含まれるということになります。

もっとも先ほども指摘があったとおり、例示の中で遮蔽に係る線量限度を超えた場合の例示は削除したいと考えております。

続いて、9番、保健指導を行う者、これは医師、又は保健師と書いてありますけれども、趣旨を考えれば医師のみにすべきではないかということについては、拝承して、医師に限定したいと考えております。

10番、法令上、期間中の核種の出入りの集計までは求められないのではないかとということで、おっしゃるとおり集計というところまでは求めていないので、この文言は削除いたします。

ただ、被規制者の方々の中には、閉鎖の都度、改めて集計表を作成している方々もいらっしゃるというところ、自主的に集計表を作成して管理に努めることは、これは推奨されることかなというふうには考えてございます。

11番につきましては、日付の修正、拝承でございます。誤記であるため、ここは改めさせていただきます。

こちらについても以上です。

○鶴園安全管理調査官 3点、資料3-8のところは、以上でございます。こちらのほうは技術学会の谷さんのほうですね、先ほどのコメント等を踏まえまして、何か追加で御意見等々ございますれば。

○谷氏 ありがとうございます。主任者の選任なり、代理者の選任なりなんですけども、多分、市中の行政ってほとんどがそうだと思うんですけども、この主任者業務を専任で、専従でできる主任者は、多分ほとんどいてないと思うんです。これはもう企業側の問題ではあるんですけども、医師が主任者できるというところもあって、我々みたいな有資格者という者に対するインセンティブというんですか、専従で仕事をできるような環境がなかなか受けにくいという環境があります。なので、規制側の推奨なり指導、指導とまでは行かなくても推奨なりというそういう文言の中で、できるだけ主任者の取得を取りやすい、主任者の資格を取りやすいような、まず専従で仕事できるような、そんなふうな環境を示していただけると、こちらも安全管理のほうでやりやすくなるかなというふうな気持ちを持っています。

それから、これ第1回のときにも出たんですけど、患者さんに対するものです、業務従事者以外の者に患者さんが入るのかどうかということなんですけども、やはり我々としては、文字どおりに受け取るということがなかなか理解し難いところがありまして。もと

もと被ばく、被ばくというよりも治療を目的で管理区域に入る患者さんなので、そこをほかの見学の人たちとか、業務従事者以外に一時立入という形があったのは違和感があるといったところは、やはり今日の御説明をいただいたところでも、今でもやっぱり違和感というところではあります。答えは出ないのかもしれませんが、もう少し理解しやすいとか、分かりやすい考え方を示していただければなというふうに思います。ありがとうございます。

○鶴園安全管理調査官 御意見ありがとうございました。患者等々のところですが、一応我々が拠り所にして書いたところを申し上げますと、古くから逐条解説等々が出てきているところを、当時まだちょっと業務従事者とか言ってなかった時代も昔あったかと思いますが、そういったときの古い立法時のときの本などを見ますと、割に広めに保健上の措置の対象になるべき者というのが、雇用関係にある者だけでもなくて、患者さんだとか、あと見学に訪れた者といったものも排除されるものではないぐらいな、そういう書き方されているんで、それを引いて今回のところも、そういう御説明を申し上げたというだけのところではございますが。現在においても、その理解でいかどうかというのは、いろいろそういう御意見とかもあったこともありますので、引き続き、検討はいたしますというところだと思います。そのようなところです。

では、あとほかの団体の方々からも、3-8の資料につきまして、特段追加のコメント等々ございますでしょうか。ないでしょうか。

なければ、以上ということになります。大分時間オーバーしてしまいましたけれども、これで二つのガイドにつきまして、第2回の意見聴取というのをやったということになります。

本日、被規制者の方々から率直な意見を聞く機会を持つことというのができたことは、有意義だというふうに考えております。公開意見聴取の中で、口頭ないし書面で出されたその他の意見で、本日この場で回答しかねた意見といったものに関しましては、最終案を取りまとめたものを原子力規制委員会に諮る時点までに、取り込みの可否等について検討してまいりたいというのは、これは第1回にも申し上げたとおりでございます。

今後につきましても、他の項目の案について、あと2回ぐらい考えているところではあります。あと2回程度、パーツパーツで今回のような公開の意見聴取というのを行いたいとは考えているところであります。

なお、今後の公開の意見聴取の実施方法、今回のようなウェブ形式のやり方、今回初め

て取らせていただきましたが、このような形でやるかどうかは、その後のいろんな社会的な状況だとか、いろんな状況を見据えながら、その頃にまたちょっとどういう方式でやりますよというのを御相談させていただきたいと、ないし御連絡を差し上げたいというふうに考えるところでございます。

本日は、いろいろ貴重な意見交換ができて、有益であったと思っております。どうも長い間、ありがとうございました。

これで終了いたします。